

# 地域福祉計画に係る評価報告書

1-1 住民参加と協働の里づくり

(1) 地域福祉の醸成

①福祉教育の推進

資料A-1

項目	内容	H23 実施状況・評価
地域福祉推進期間の設定	・町民が地域の実情を知り、福祉ニーズを解決するため、地域福祉の推進に積極的に参加をする機会を確保するため、地域福祉の推進期間の設定について推進します。	・11月11日の「介護の日」から12月10日「人権週間」と定めた地域福祉推進月間の期間中に、「きらりおおなんいきいき活動」の登録推進をケーブルテレビで行い、住民参加を促した。 ・民生児童委員協議会では「地域福祉推進月間」啓発用のチラシを作成し、裏面に名簿を印刷し町総合福祉大会で配布した。 ・民生児童委員は、地域福祉推進期間については周知されているが、全体的な理解ができていないため、特に関係機関の具体的な取り組みが必要と思われる。
各福祉週間の充実	・町民の福祉意識の醸成を図るため、障がい者週間、老人週間などの福祉週間中に、関係機関や地域、団体等で理解を深める活動を進めます。	・児童福祉週間 5月5日～5月11日 ・赤十字運動推進月間 5月1日～5月31日 ・民生委員・児童委員の日 5月2日 ・障害者雇用支援月間 9月1日～9月30日 ・発達障害者福祉月間 9月1日～9月30日 ・老人福祉週間 9月15日～9月21日 ・精神保健福祉普及週間 10月24日～10月30日 ・青少年健全育成月間 11月1日～11月30日 ・児童虐待防止推進月間 11月1日～11月30日 ・介護の日 11月11日 ・女性に対する暴力をなくす運動 11月12日～11月25日 ・障害者週間 12月3日～12月9日 ・人権週間 12月4日～12月10日 ・「民生委員・児童委員の日」を知らせる懸垂幕を1ヶ月間役場庁舎に表示した。 ・民生児童委員協議会では、総務企画部会で民児協に関する啓発活動について検討してきたが、各週間については関係する機関で取り組みすることを検討することが必要になっている。 ・CATVを活用して各福祉週間等の理解を深める番組制作を検討する。その調整機関が必要。
連携のとれた福祉教育の推進	・社会福祉協議会で福祉教育推進連絡協議会を定期的に開催し、各関係機関で連携のとれた福祉教育の推進を支援します。	各学校と戸別に連絡を行っている。平成23年度から『あいサポーター運動』がスタートし、啓発も含め訪問し話した。
社会福祉協議会が行う福祉教育の支援	・学童・生徒を対象にしたサマーボランティアスクールや福祉講座（手話・点字・疑似体験）を支援します。	・町内3中学校、9小学校、福祉施設等の協力を得てサマーボランティアスクールを夏休み期間中に開催した。（施設体験型・講座型）講座型については盲導犬及び盲導犬を実際に使ってもらえる方を招いた。参加者の興味が強く盛り上がった。また教育委員会と協働でサマーボランティアリーダー研修を開催した。（災害体験型） ・福祉講座は学校よりの要請に応じて随時対応している。（手話・点字指導、疑似体験等）
	・福祉文集「ふれあい」の発行を通して福祉教育を進めることを支援します。	・廃刊
	・高齢者・障がい者ボランティア養成講座の開催を支援します。	・園芸福祉活動ボランティア養成講座 ・町民後見ホローアップ講座を開催した。
保育所、学校等が行う福祉教育の支援	・老人施設や養護学校との交流を通して高齢者や障がい者の理解の促進が図れるよう支援します。	・町社協では、福祉体験教室の開催等、学校からの要請に応じて随時対応している。（手話・点字指導、疑似体験等々）
	・地域の高齢者との交流を通して文化の伝承や地域の理解の促進を支援します。	
	・福祉体験教室（疑似体験、手話等）を支援します。	
生涯学習課・公民館が行う福祉教育の支援	・高齢者教室や、世代間交流の学習を通して、高齢者の知恵や技の伝承の場づくりを支援します。	・高齢者教室や、世代間交流の学習を通して、高齢者の知恵や技の伝承の場づくりを支援します。
	・健康増進事業の推進（スポーツ大会、スポーツ講習会）の開催により健康増進の普及を協働して実施します。	・毎月第4土曜日をウォーキングの日とし、一番手軽に取り組みめるウォーキングをみなさんに体験してもらい、ウォーキング人口を増やすことを目的に開催。保健課と生涯学習課（公民館）が共同実施しており、連携も深まり、参加者数が年々増加している。（平均参加者…H22：62.6人→H23：73.9人 12月分までの集計）また、毎回新規参加者もあり、ウォーキング人口の増加に一役買っている。 ・生涯学習課主催の2日遠足ウォークを今年度は石見地域で行った。保健も協力し、歴史探訪と健康づくり両面からウォーキングを楽しんでいただいた。 ・高齢者を対象とした教室や、ふるさと探検隊、中野探検隊、布施どきどきチャレンジなどの世代間交流事業を通して、花壇づくり、糞細工、魚釣り、郷土料理など高齢者の知恵や技を伝える機会を設けた。 ・高齢者の健康と生きがいづくり推進事業では、全公民館で、健康づくり、文化伝承、世代間交流などの介護予防、健康教育を実施した。また、公民館主事と福祉課、保健課が定期的に会議を開催し介護予防と公民館活動の横断的な連携づくりに努めた。
	・邑南町食育推進計画の策定により食育の推進を図ります。	・邑南町食育推進計画の見直しを図り、実情に応じた取組の視点を再考する。 ・3月に実施するおおなんドリーム学びのつどいにおいて、3部会の取組を確認し、併せて共通認識を図る予定である。 ・1年12ヶ月を12館巡回でウォーキング大会を開催するとともに、中野井原地域の見所を2日間歩くツデーウォークを開催し、歴史探訪と健康づくりの両面からウォーキングを楽しんだ。 ・四季折々の自然観察会や山登り、森林浴などの機会を設け高齢者の健康増進を図った。 ・健康づくりの一環として、公民館と保健課が連携を図り、各地域においてウォーキング大会を毎月1回開催。40人～90人の参加があり、健康増進と健康に対する意識啓発に効果を上げている。また、日頃からできる手軽な運動としてのウォーキングも普及している。

自治会、地区社協などの地域が行う福祉教育の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会や地区社協等が福祉活動・教育を推進できるよう支援します。</li> <li>・地域で介護予防が推進できる環境づくりを推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・11地区社協に福祉活動、福祉教育（福祉学習）の実践を要請した。（活動費の助成）</li> <li>・地域で介護予防が推進できる環境づくりを推進します。</li> </ul>
<b>②人権教育の推進</b>		
連携のとれた人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとを尊重する心を育むために、各関係機関が連携のとれた人権教育が推進できるよう努めます。</li> <li>・各学校でふるさと教育、ボランティア学習を通して心の育成と一人ひとりを大切に学習活動の実践を推進します。</li> <li>・人権、同和問題に対する理解を深める学習の推進、人権週間・旬間における人権意識の高揚を学校・家庭・地域・職域等と連携して推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校・公民館との連携により人権・同和教育の推進を図った。</li> <li>・全小・中学校で実施した。学校・家庭・地域が有機的に連携し「将来の隣人」を育むことを共通認識の上、ふるさと学び合い学習等体験活動を中心に実施でき、学習意欲の向上につながった。</li> <li>・全小・中学校で各地域のふるさとの良さを生かし、地域の講師による学習活動の実践している。</li> <li>・公民館における講座の開催、PTAの研修会の開催、邑南町人権・同和教育推進協議会での研修会の開催、人権週間における人権講演会の開催、みんなで学ぶ人権講演会への参加により推進した。</li> <li>・中野、賀茂の春市に盲導犬コーナーを設けた。</li> </ul>
<b>③心の教育の推進</b>		
地域が行う心の教育の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会等で、子どもたちや高齢者などの世代間交流を通し心の育成を図れるよう支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館では、自治会等からの相談に応じて支援している。</li> </ul>
<b>(2) 地区・団体活動の促進</b>		
<b>①健康づくり活動への促進</b>		
基本的な生活習慣の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣の基本は家庭にあるため、まずは家庭で取り組むことができるようなテーマを決め、関係各課・公民館・社会福祉協議会等が連携して生活習慣の推進を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの頃から基本的な生活習慣を確立するために、子どもを迎えるまでの妊娠期では両親学級、乳幼児期には健診や教室を保育所や関係課、関係機関と行っている。小学校以降は学校の中でテーマを設けながら、PTAや子どもたち主体の活動へも展開している。</li> <li>・医療機関や保育所・小中学校などの関係機関と毎年歯科保健検診会を開催し、家庭・保育所・学校・地域がライフステージを通じた取り組みを継続していけるよう連携を図っている。</li> </ul>
住民が主体の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会等で地域の住民が主体となって「いきいきサロン」など小地域の活動の開催を支援し、介護予防の推進を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域運動教室、ささえあいミニティサービス、認知症予防教室、いきいきサロン等の健康づくり・介護予防の教室を自治会や公民館単位、あるいはそれよりもっと身近な場において計画的に立ち上げ、活動を支援している。また、それに合わせて、健康づくりボランティアである健康サポートリーダーの養成を継続しており、それぞれが自分の活動しやすい事業に協力している。公民館や自治会と連携を図りながら、各地域における住民が主体となった健康づくり、介護予防の推進体制づくりが進んでいる。</li> </ul>
公民館単位での健康づくり活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館を拠点とし身近な場所で健康づくり活動を推進します。</li> <li>・体制の充実として送迎など交通手段の確保に努め、定期的に事業評価や内容の見直しを行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全公民館において健康づくり、介護予防を目的とした「高齢者の健康と生きがいづくり事業」を実施している。</li> <li>・上記事業については、運転手賃金も予算化されており、送迎を行うことで、より多くの方に参加していただける体制づくりをしている。</li> <li>・計画的（年5回）に公民館主事会において、事業の進捗状況を確認している。また年度末には、当該年度事業の評価を行い、より効果的な事業展開ができるようにしている。</li> </ul>
<b>②世代間交流の推進</b>		
ふれあいサロンの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会及び地区社協が中心となり小地域での世代間交流が促進できるよう支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・11地区社協に自治会エリアでの世帯間・世代間交流としてふれあいサロンの開催を要請している。12月末実績81開催・延べ2,287人参加</li> </ul>
<b>③地区・団体活動の促進</b>		
集落(班)・自治会の地区活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各自治会で「夢づくりプラン」の策定に取り組み、住民自らが地域の課題を発見し、解決できる地域づくりを推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3団体検討中</li> <li>・推進4団体実施予定</li> <li>住民自治の気運は高まりつつある。今後も引き続き説明会等の開催を検討したい。</li> </ul>
各団体の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人クラブ、障がい者団体や母子会等の各種団体の自主的な活動が継続できるよう支援に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主的な活動が継続できるよう、補助金の交付や社会参加促進事業の委託等により支援している。</li> <li>・加入団体が1団体増加した。</li> <li>・邑南町老人クラブ連合会、邑南町ふれあいの会の事務局を担当(社協)</li> </ul>
<b>④ボランティア活動・NPO活動、企業ボランティアの促進</b>		
ボランティア活動への参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアへの参加が少ない若・壮年層を中心にボランティア活動についての情報を提供し、参加する機会を提供します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・11月第1土曜日を「邑南町ボランティアの日」とし、今年度から各地区社協単位での開催を呼びかけた。また公民館との連携を強化した結果、家族単位での参加や参加人員の増加につながった。</li> <li>・広報「おおなん社協」及びホームページでボランティア情報を発信。</li> <li>・11月第2土曜日の「邑南町ボランティアの日」に併せて、全町あげて環境美化ボランティア活動を行った。</li> <li>・高齢者の社会参加による介護予防を目的に介護支援ボランティア活動「きらり おおなんいきいき活動事業」(町委託事業)を実施。</li> <li>・公民館と社協の共催で、小学5・6年生を対象にサマーボランティアリーダー研修を市木公民館で開催し、災害時の生活体験を味わった。</li> <li>・歳末に社協、公民館合同でふれあい餅つき交流会を開催した。</li> <li>・子ども会と公民館合同での空き缶拾い(出羽)</li> <li>・自治会と公民館合同宝の里クリーン作戦(布施)</li> </ul>
一般企業等のボランティア活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の見守りや高齢者・障がい者の生活を支えるため、郵便局や農協、商店で行われている見守りや声かけの継続とともに、新たに一般企業で取り組みができるよう啓発を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の就労について理解・協力・支援を要請するとともに併せて実施している。</li> </ul>

ボランティア団体の横の連携	・社会福祉協議会のボランティアセンターで、ボランティアに関する相談、総合調整・情報提供をしながら、ボランティア活動の推進を図ります。	・邑南町ボランティアセンターで、相談、調整、情報提供を実施している。
	・既存のボランティアグループの活動が活性化するように支援に努めます。	・邑南町ボランティアセンターで活動費を助成。 ・しまねボランティア・NPO活動応援基金「人・まちファンド」を実施。1地域下期決定 ・島根県ボランティアセンターと連携して邑南町社会福祉協議会のホームページ等で助成情報を随時提供している。
NPO法人の育成支援	・NPO法人の立ち上げの支援及び活動の促進を図ります。	・NPO法人の立ち上げの支援及び活動の促進を図ります。

#### ⑤地域のネットワークづくり

公民館の活用	・各地域の公民館が中心となり地域のネットワークづくりを進めます。	公民館、自治会、地区社協の3団体の連絡会を開き「銀山まつり」等連携行事を開催（出羽）。 地区社協、公民館共催事業、餅つき交流会（阿須那、中野、田所、市木、矢上、井原、高原、日貴など） 冬季オリンピック（布施）グラウンドゴルフ大会（田所）福祉セミナー（田所）福祉大会（高原）通学合宿（口羽、瑞穂・高原・石見東・日和など） 社協、公連協共催事業小学校5、6年生リーダー研修（市木）
地域リーダーの育成の推進	・各機関・団体・組織（自治会・地区社協・公民館等）等が中心となり地域福祉・地域づくり活動を推進する地域リーダー（ファシリテーター）の育成を図れるよう努めます。	・社会教育関係機関の成果発表会及び夢づくりプラン策定中の地域での公民館と自治会合同による「おおなんドリーム学びのつどい」を開催し、地域課題の掘り起こしと解決にむけての学習を行った。

#### 1-2 利用者の個性と権利を大切にすまちづくり

##### (1) サービス利用者の権利擁護の推進

###### ①権利擁護事業の普及促進

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の普及・促進	・判断能力が不十分となった人に対して、社会福祉協議会が配置する生活支援員が意思表示の援助や代弁、日常的な金銭管理等の援助を行うとともに情報提供に努め利用の促進を図ります。	・平成23年度新規契約2件（総契約数15件）12月末減で相談に応じているケース3件。
成年後見制度の普及・促進	・判断能力が不十分な人たちの財産管理や身上監護について、代理権を与えられた成年後見人等が本人を保護する成年後見制度の広報及び普及、利用の促進を図ります。	・町広報誌で成年後見制度の内容やメリットを紹介した。 ・町民後見フォローアップ研修を実施した。
	・社会福祉協議会が法人後見人となり、後見受任します。	・町民後見人フォローアップ講座を実施(受講者30名) ・契約件数7件。様々な支援活動を展開した。また、浜田後見センターとの深めるため法人会員となり、定例会（毎月）研修会に出席した。
民生委員・児童委員による情報提供	・民生委員が地域住民の生活実態を把握し要援護者の自立と支援のために身近な相談役として各種情報の提供に努めます。	・高齢者、障がい者で支援を要する世帯に、民生委員が権利擁護のための情報提供を年間を通じておこなった。

###### ②苦情解決事業の充実

サービス事業者が行う苦情解決	・介護・福祉サービス提供事業者が、利用者等の苦情に対して相談窓口を設置し、苦情や不満の解決を図るよう支援します。 ・第三者評価による情報の公開を進めます。	・平成18年度から外部評価の公表が義務付けられ、各事業所においてたいおうされている。 ・介護相談員と事業所、地域包括支援センターと三者での連絡会を年1回開催し、苦情に至る前の段階で解決できるよう利用者や面談した状況など情報交換を行っている。
介護相談員派遣事業の実施	・介護保険サービスの利用者とその家族に対して、サービスを利用する上で生じた疑問や不満などの苦情に至るまでの相談に応じ、サービス提供事業者との間に入り解決にあたります。	・現在、5人の介護相談員が介護保険サービス事業所を定期的に訪問し利用者や会をしながら相談のついでに、介護相談員が事業者と利用者のパイプ役となり、サービス利用がスムーズに行われている。 ・介護相談員と事業所、地域包括支援センターと三者での連絡会を年1回開催し、苦情に至る前の段階で解決できるよう利用者や面談した状況など情報交換を行っている。

##### (2) 要支援者への対応の推進

###### ①虐待や暴力を防止する対策の推進

高齢者、障がい者	・高齢者虐待の対応には、介護者・家族の支援も必要であるため、「邑南町高齢者虐待対応マニュアル」により、高齢者虐待対応ネットワーク会議で解決策を検討し対応にあたります。	・高齢者虐待防止対策推進会議を実施し、防止対策の検討を行った。 ・高齢者虐待が疑われる相談には、関係者で速やかに対応を行っている。
児童、女性に対する虐待・暴力の防止	・児童虐待を発見し、早期解決を図るため、発見や通報には「児童家庭相談援助指針」に基づき「邑南町要保護児童地域対策協議会」と連携して迅速に対応します。	・福祉課を窓口の実務者会議を2か月に1回開催するなど組織的に早期発見、情報収集等に取り組んでいる。 また、庁内LANを活用した実務者のみがかケース記録等を閲覧・書き込みのできる文書フォルダの作成により最新情報の把握に努めている。 ・町民課と連携し男女共同参画をテーマとした料理教室や男女共同参画かるたを活用した学習機会を設けた。
	・DV防止法の理解を促進するために意識啓発・広報を行います。	・県から送付されたパンフレットを窓口や各公民館へ配布して啓発に取り組んでいる。
	・女性相談センターと連携し相談体制の整備に努めます。	・東部に女性センター、西部にあすてらす女性相談室があり、相談体制は整っている。窓口相談があれば必要に応じて相談センター等へ連絡し対応する。
	・必要に応じて警察の立入調査の援助を要請します。	・上位法に基づき、必要が生じた場合、警察と連携を図り対処する

②社会的孤立者対策の推進

経済的自立のための支援策の推進	・資産・能力のある人については、その資産の活用と自立した生活を営むための就労に向けた支援を行います。	・知的障害者等に就労生活支援活動を展開した。
	・経済的支援を必要とする人には、自立した生活の維持ができるよう「生活福祉資金」の活用を紹介します。	・「生活福祉資金」申請事務を実施している。「民生融資」の貸付を行っている。
	・低所得であるために介護サービス等の利用が困難な世帯については、制度上で可能な減免措置を講じ必要なサービスの利用を促進します。	社会福祉法人等利用者負担減免制度及び介護保険利用者負担減免制度により、低所得者への支援を行っている。
高齢者の閉じこもりやひきこもり等の対策の充実	・高齢者の閉じこもり・うつ傾向によるひきこもりには、地域における見守りネットワークを構築し、本人や家族を支援します。	・福祉課と連携し、認知症予防講演会を羽須美、石見、瑞穂の3会場で開催した。 ・高齢者の閉じこもり防止対策として、高齢者の健康と生きがいづくり推進事業により公民館まつり、地域巡り、カルチャーバスなど際の送迎バスを運行し参加を促している。
	・民生委員や保健師による定期的な訪問を実施し、適切な情報の把握と必要なサービスの提供に努めます。	・民生委員との会議や保健課との定期的な会議で情報交換、ケース検討を行い、訪問などタイムリーなサービス提供を行う必要がある。
	・医療等が必要な場合には、保健師により受診勧奨をすることにより状態の改善を勧めます。	・必要な高齢者を把握したときには、速やかに保健師により受診勧奨や健康に関する相談が行われている。

③潜在的な要支援者の把握の推進

各種機関・人的ネットワークによる要支援者の把握	・社会的孤立など、福祉サービスの利用に結びつきにくい事例等には、関係機関、民生委員を中心とした地域のネットワークを活用し情報とニーズの把握に努めます。	・H22年に民生児童委員一斉改選があり、旧委員から福祉票を引き継ぐとともに、新委員で福祉票の整理に取り組んだ。福祉票に記載している情報は日々変化するため、定期的な見直しをする時期を定める必要がある。
-------------------------	---	---

1-3 総合的に支える地域の福祉環境づくり

(1) 情報提供・相談対応の充実

①情報提供の充実

地域の民生委員・児童委員による情報提供	・民生委員・児童委員は、地域の実情を把握し、相談に応じて必要なサービスに関する情報提供や専門機関の紹介をします。	・民生児童委員協議会に設置した専門部会（総務企画、地域福祉、児童福祉）ごとに専門的な外部研修に参加し、相談時の迅速な対応が図れるよう努めた。 ・主任児童民生委員の方と福祉課児童福祉係の意見交換会を行った。
	・世帯票の作成を行い、各種サービスの情報を必要とする人に対して適切な相談にあたります。	・地域福祉係が整備した「要支援者台帳」を基に民生委員が福祉票の整理を行い、要支援者の把握を行った。
子育て等に関する情報提供	・児童問題に関する情報提供は、関係各課、教育委員会及び学校・保育所で行います。	・児童福祉審議会等を通して次世代育成支援行動計画に基づき教育委員会、保健課、福祉課が同じ認識のもとに情報提供ができるよう取り組んでいる。
	・育児についての相談は、地域子育て支援センターが行っており、子育てサロンなどを通して情報提供をします。	・地域子育て支援センターは東光保育所、東保育所で運営し、定期的な子育てサロンも開催している。社会福祉協議会も独自に子育てサロンを開催して支援センターのフォローをしている。
ボランティアに関する情報提供	・ボランティア活動を推進するため、社会福祉協議会のボランティアセンターが各種ボランティア団体等の情報を提供し、活動の紹介と町民の参加を促進できるよう支援します。	・東日本大震災に関するボランティア情報・派遣・各種ボランティア団体と会議を持ち情報提供や課題、ニーズの共有化を図った。高齢者・障害者支援ボランティア養成講座の案内を行った。（園芸福祉ボランティア、町民後見人フォローアップ講座等） ・「ボランティアセンター運営委員会」を設置している。
職業や技能を活用するための情報提供	・高齢者が有する知恵や技術を地域において役立てるための情報をシルバー人材センターが提供し、参加を促進します。	・シルバー人材センターで実践している。一人暮らし高齢者や障害者等の生活支援、地域の福祉等（生活）ニーズ対応、生活上の問題・課題解決の機関・事業として地域に浸透 ・学校支援地域本部事業により、羽須美、石見、瑞穂の3地域に各1名の地域コーディネーターを公民館に配置し、高齢者がこれまで培ってきた知恵や技術を学校支援という形で役立てる体制の強化及び地域ボランティアの養成に努めた。
	・障がい者の社会復帰を促進するため、公共職業安定所と連携して、職業に関する情報を紹介します。	・障害者の職場実習や企業就労を促進するため、雇用促進連絡会を開催した。 ・必要に応じて、個別に対応します。（社協） ・障がい者の社会復帰を促進するため、公共職業安定所と連携して、職業に関する情報を紹介します。

②相談対応の充実

在宅療養・介護を支える相談窓口の充実	・在宅療養や介護を支えるために医療機関において、医療・介護、福祉サービス等の相談に応じる窓口の充実に努めます。	・在宅療養や介護を支えるために医療機関において、医療・介護、福祉サービス等の相談に応じる窓口の充実に努めます。
	・福祉課、保健課、社会福祉協議会のネットワーク化を充実し迅速な相談対応を図ります。	・定期的に連絡や業務調整を行なう会議を開催している。今後も総合相談に対応していくため連携が必要である。
日常生活を支える相談体制	・地域での相談に民生委員・児童委員が対応します。	・民児協石見支部が地区会に併せて開催した「心配ごと相談」に2名の相談があった。CATVで案内しているため地区外からの相談がある。 ・民児協の専門部会ごとに外部研修に参加し、情報収集や知識の習得を行っている。 ・消費者センターの出前講座などを利用して定例会で研修を開催している。
	・社会福祉協議会に総合相談センターを設置し、一般相談、出張相談、心配ごと相談、行政相談、教育相談、女性相談、法律相談等を行います。	・法律相談を年6回、教育相談を年2回、女性相談を年2回開設するとともに、毎日相談等（よろず相談）を町社協で実施している。
	・町民課では、人権擁護委員による人権相談日を設けるほか、消費者問題についての相談にあたります。	・各地域毎に年4回人権相談所を開設している。 ・無料法律相談所の開設日の広報（川本・浜田） ・消費者問題研修会開催 2回予定（各地域で開催） ・出前講座開催 2回開催

高齢者に関する相談体制	・高齢者に関する相談には、相談内容によって素早く問題の解決ができるよう地域包括支援センターにより各種専門機関のネットワーク化に努めます。	・総合相談に対応するため関係機関が情報交換をしながらネットワーク体制を整え、迅速な対応をしていく必要がある。
障がいのある人の相談対応	・身体障害者相談員及び知的障害者相談員が本人や家族の相談に応じます。	・島根県が相談員業務を委託。町広報では紹介できなかった。 身体障害者相談員 新田守正さん 知的障害者相談員 前田玲子さん ・新年度より、権限委譲により町が委託の主体となる。
	・障がい者の地域生活を支えるため、相談支援事業者が関係機関との連絡調整、権利擁護などの相談に応じます。	・相談支援事業者として緑風園・株 -トクマツツツおりのび・ハートフルみずほが様々な相談にしている。 ・町社協では「邑南町手をつなぐ育成会・邑智郡ふれあいの会」等の事務局を担当しているため知的障害者よりの相談が多く随時対応している。
	・障がい者福祉施策は複雑であるため、それぞれの福祉ニーズに対応するため、関係各課で連携して相談にあたります。	・事案ごとにケース会議を開催して相談に取り組んでいる。 ・地域自立支援協議会に連携の窓口を設け調整している。
児童に関する相談対応	・地域における児童の問題等の相談には、児童委員と主任児童委員が対応します。	・主任児童委員の位置づけと役割が理解され、情報交換や連携が図れるよう児童福祉係との連絡会の開催を定期的開催するようになった。 ・民児協定例研修会で児童福祉部会が担当し、要保護、児童虐待の対応について研修した。
	・学校においてはスクールカウンセラーを配置し、養護教員、担任等が相談に対応していますが、関係機関との連携が図れるよう支援します。	・島根県スクールカウンセラー活用事業により各中学校に70時間スクールカウンセラーを配置した。中学校の70時間を利用して必要な小学校へ派遣を行い学校間の連携を図った。 ・だけのご学級（町教育支援センター）との連携に努め、不登校児童生徒やその保護者へのカウンセリングや学級内のコミュニケーションづくりに関するスキル学習など、児童生徒の支援を行った。
	・通級指導教室において発達障がい等の相談に応じます。	・小学校通級指導教室担当教員が3名体制となった。 ・児童生徒の困難に応じた支援を実施するとともに、就学前児童を含めた保護者の相談に対応している。
	・社会福祉協議会では、教育相談を定期的開催します。	・瑞穂小学校通級指導教室、関係機関（小・中学校）の協力を得て教育相談を年2回開催。個別のケースについても随時対応している。
母子家庭等に関する相談対応	・福祉事務所に配置されている母子自立相談員が母子家庭等の生活一般の相談、就業に関する相談にあたります。	・邑南町無料職業紹介所の出張相談等で対応している。また、母子家庭等就業相談でも県母子会の就業相談員と共に対応している。

### ③地域で各種情報を収集する環境の充実

地域における多面的（制度横断的）な情報収集のための学習活動	・医療・介護・福祉・保健サービス、育児、虐待防止、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度、消費者問題など、町民に身近で多面的・横断的な学習を公民館で実施します。	・町民大学で邑智病院石原院長及び島根大学谷口栄作教授を講師に医療についての講演会、香川大学の清国祐二教授を講師に育児に関する講演会を開催した。
	・集落、自治会、地区社協、老人クラブ等の学習活動に出前講座等を活用して支援します。	・集落、自治会、地区社協、老人クラブ等の学習活動に出前講座等を活用し、支援している。 ・福祉セミナー（田所）福祉大会（高原）を開催。 ・社協、地域のボランティアと公民館が連携し通学合宿（口羽、瑞穂・高原・石見東・日和など）を開催。
F T T Hを活用した情報環境の充実	・F T T Hの整備が計画されていることから、その機能を活用して医療・福祉・介護等の生活情報の充実を図ります。	・F T T Hを活用した「高齢者見守りテレビ」は、H23年度末で 90世帯利用されている、離れて暮らす家族等とのつながりを実感するシステムとして喜ばれている。今後さらに民生児童委員協議会に協力を求め利用促進を図りたい。

## (2) 保健・医療・福祉の連携

### ①保健・医療・福祉の連携調整

福祉調整会議の充実	・福祉施設等の運営機関で地域福祉等、町の福祉施策の共有と意見交換を行うため、福祉調整室が調整会議を開催します。	・高齢者福祉 5月 ・児童福祉 5月、1月 ・障害者福祉 6月 ・医療機関 2月（予定） ・代表者会議 2月（予定）で実施を行った。
-----------	---	--

### ②ケアマネジメントの充実

ケアマネジメント研修会の開催	・ケアマネジメントに関わる専門職の面接技術の向上、ケアマネジメント技法の向上を図るため、ケアマネジメント研修会を開催します。	・今年度はテーマを「高齢者虐待への気づきと対応」と題して、研修を行った。「改めて高齢者虐待への対応の視点を持った支援の重要性を再認識した。」との感想があった。
事業者連絡会・地域ケア会議等の開催	・地域包括支援センターは事業者連絡会や地域ケア会議において、町の施策の情報提供、地域ニーズの把握を通して必要なサービスの開発・研究を行います。	・事業者連絡会2回、サービス調整会議4回開催した。
	・保健・医療・福祉・介護の連携を深めます。	
ケアマネジメントの充実	・高齢者、障がい者、児童等の分野ごとのケアマネジメント機関の連携を図ります。	・ケースの状況に応じて関係者がケースカンファレンスを行い、適切なマネジメントを行っている。
	・ケアマネジメントに関係する専門職の育成と人材の確保を図ります。	・介護支援専門員資格や社会福祉主事、社会福祉士の資格取得に努めている。

(3) 自立した生活ができる環境整備の推進

① 公益的施設等のバリアフリーの推進と安全性の確保

バリアフリーのまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニバーサルデザインに配慮し、公共の建物の新築・改築をバリアフリー化に努めます。</li> <li>・民間の建物のバリアフリー化に対応するために、建築士等と協力して相談窓口の設置を検討します。</li> <li>・住まいづくりアドバイザーの周知・活用を図ります。</li> <li>・高齢者・障がい者に配慮した公営住宅を充実します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー法や島根県ひとにやさしいまちづくり条例の整備基準に従ってバリアフリー化を進めている。</li> <li>・バリアフリー法の関係から、島根県や県央県土整備事務所の建築部を相談窓口として紹介している。</li> <li>・「長寿社会のすまいづくり」相談員名簿で周知している。</li> <li>・公営住宅24戸を修繕し、その内8戸について、室内の段差解消や便所・浴槽に手摺りを設置しました。</li> </ul>
バリアフリーの意識啓発と相談対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町の「バリアフリー条例」の制定を検討します。</li> <li>・介護支援専門員や建築業者を対象としたバリアフリーに関する研修会の開催を図ります。</li> <li>・介護や住宅に関する専門職のネットワーク化を図り「住まいづくり研究会」の設立を検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島根県ひとにやさしいまちづくり条例が制定されている。また、バリアフリーリフォーム助成事業の活用も進みバリアフリー化は定着しつつある。町の「バリアフリー条例」の制定の可否については検討を要すると思われる。</li> <li>・バリアフリーに関する研修会は開催できなかった。</li> <li>・「住まいづくり研究会」の設立は、専門職のネットワークが形成されていないため検討を要す。</li> </ul>

② 地域の災害・防犯体制の充実

自治会等の地域組織での災害・防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップを作成し、地域で高齢者・障がい者を災害から守るための対応を推進します。</li> <li>・防火教室、救急救命講習会の開催を推進します。</li> <li>・消費者教育、防犯活動を推進します。</li> <li>・子どもを守る地域活動を子供安全センターと連携して推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町長と県央県土整備事務所長の防災対談を行った。ハザードマップについて取り上げ、ハザードマップの啓発を行った。今後はハザードマップの見かたなどを分かりやすく啓発していく必要がある。個別計画については作成人数が多いので協議を行いながら、今後も作成に向けて検討する必要がある。</li> <li>・各種教室等については、出前講座による講座を行った。今年度、11名の防災士が誕生した。地域の防災力向上のために協議を重ねながら防災訓練を行う。</li> <li>・担当部局と連携し活動を行っている ・地域安全推進員、少年補導員と連携し、カーロック運動（調査、広報）を実施し、鍵掛けを呼びかけている。 ・町民課と連携し、消費者問題をテーマに出前講座を実施した。 ・消費者問題をテーマに寸劇による啓発活動を行った。（市木）</li> <li>・子ども安全センターの11支部は、自治会代表はじめ校区内の各種団体代表者等で構成し、支部ごとに青色防犯パトロールや通学路の安全点検、安全教室などを開催し、子どもを守る運動を展開している。</li> </ul>
町地域防災計画に基づいた福祉関係機関の連携・対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画に基づき、行政、医療、介護・福祉施設等が迅速に対応できるよう、各機関との連携の強化を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区社協と公民館連携で防災学習会（阿須那）、自治会、消防団、公民館連携で地域防災訓練（布施）、自治会、公民館連携で出羽公民館まつりで防災グッズの展示等（出羽）を開催。</li> </ul>
福祉施設等の災害対応の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各福祉施設等で作成している防災マニュアルにより避難訓練等が定期的実施されるように徹底を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・四ツ葉の里防災会議に毎年参加している。</li> <li>・指定管理団体指導監査の際に実施の確認をしている。</li> <li>また、夜間災害における職員召集体制、避難誘導について再確認を行う。</li> </ul>
災害ボランティアの養成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他地域の災害に対して救援活動を実施できるよう、社会福祉協議会において災害ボランティアの養成を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人島根県社会福祉協議会主催の「災害ボランティアコーディネーター養成講座等」を職員が計画的に受講している。</li> </ul>

①福祉サービスの充実

項目	内容	H23 実施状況・評価
緊急時体制づくり	・緊急電話利用者への定期的な訪問を行い、緊急時の正しい使い方を指導します。	・平成22年度まで審査会の開催回数を年1回としていたが、よりタイムリーにサービス提供をしていく必要性から、平成23年度より四半期毎年4回開催している。申請があって非該当になった場合も、フォローが必要な方については、民生委員や保健師へつないで、見守りなどを入れていくよう合わせて協議している。課題として、緊急通報装置の設置が適当と思われる人からの申請が上がってきていないケースもまだ地域の中で見受けられるので、今後も民生委員等の協力を得ながら、利用の促進を図っていききたい。
	・ケーブルテレビによる見守りテレビの推進をします。	・情報推進課の事業、「高齢者見守りテレビシステム」にて、2010年9月現在で100世帯導入された。現在は利用者の減少があり、90件前後の利用となっている。今後利用者の拡大に向けて、引き続き事業の啓発を行って行く予定である。
	・さらに安心・安全な地域づくりをめざし、近隣世帯はもとより、集落福祉委員・郵便局員・ボランティア等色々な立場の方の協力を得て、高齢者世帯を支える体制づくりをすすめます。	・地域で高齢者を支える体制づくりを進めていく上で、総務課防災担当など他課との連携や、地域の各組織等の協力が不可欠である。今後、地域の要援護者の把握、緊急時の対応のマニュアル化など、緊急時の対応について引き続き各課・地域と協議を重ね、安心安全な地域づくりを推進していく必要がある。
食の支援	・バランスのとれた食事の提供とともに安否確認を継続し、自立への方向へ結び付くよう必要なサービス提供ができるよう体制を整えます。	・アセスメントのポイントにより、「地域支援型配食サービス」「予防型配食サービス」に分け、配食を行っている。「地域支援型配食サービス」は食、栄養の確保が必要な人に週2回までの配食を4業者に委託している。(今年度61人登録)「予防型配食サービス」は食・栄養の確保プラス安否確認が必要な人に週5回までの配食を社協に委託している。(今年度65人登録)
	・今後、民間サービス等を活用し、365日配食や病態別食事の提供などニーズに応じたサービスの導入を検討します。	・利用中の人にアセスメントを行い現状の把握をした。また、利用者に配食内容のアンケートを行った。その結果、献立内容についての要望が多くあり、今後その結果をふまえて委託先と話し合う予定。
	・町内の関連業者との連携により食材の確保や配達について検討します。	・今後は食、栄養の確保が困難となり健康を害するおそれのある後期高齢者に対し食の支援が出来るよう対象者の拡大を図っていく。また、病態別食事についてはケアマネジャーの情報からニーズ把握を行い検討していく予定である。
自立した生活への支援づくり	・身体・精神面で虚弱な人・うつや閉じこもり傾向等生活支援の必要な人に、介護予防の視点で計画を立てサービスを提供していきます。さらに一定の評価を行ない、自立へ向けて支援を行います。	・基本チェックリスト・民生委員さんなど地域からの情報から、認知・うつ・閉じこもりなど生活面での支援・助言が必要と思われる対象者に保健師(地域包括支援センターの保健師と保健課の保健師と連携しながら)による訪問を行っている。 ・予防給付対象者はケアマネとして、アセスメントし自立に向けた個別支援に努めた。
生活をより行いやすくするための支援	・在宅で不要となった福祉用具の有効活用を図り、必要とする方が利用できるような体制整備を行います。	・リサイクルセンター(H21~25年度社協指定管理)で福祉用具を管理し、急病や骨折、入退院時に必要な人に車椅子・特殊寝台・杖・歩行器等を短期間貸し出ししている。不要になった用具の寄贈を受け活用しているが、給付事業(在宅福祉事業)の制度がなくなり家庭で不要になる用具がなくなってきている。
	・1人暮らしを支える日常生活用具として、引き続き給付を検討します。	・1人暮らしの難聴者に無料で「フラッシュチャイム」の貸し出し・取り付けを行っている。H23年度は4件取り付けをした。(累計54件)今後、1人暮らしの会で必要な用具や生活支援の要望を調査しながら日常生活支援事業(生活管理指導員派遣事業)の実施による支援の拡充を検討する。
	・1人暮らしの不安を考慮し、食事等をともにし高齢者同士仲間づくりや交流を行うグループリビングもその1つです。既存の施設(ぐるーぷリビング)を活用するだけでなく、身近な交流の場として空家の利用や公民館・自治会館などを有効活用し、小グループで互いの生活を支え合う場を検討します。	・1人暮らしの対策としては地域ごとに1人暮らしの会があり社会福祉協議会が運営の支援をしている。会員が一同に会し、会食や交流、情報提供などを行っている。 ・高齢者同士が身近な場所で仲間と交流しながら健康づくりをする場として、地域ささえあいミニテイスサービス事業を実施している。現在34グループが集会所や自治会館で月2回定期的に活動している。 ・各地区の公民館を会場に高齢者の自主的活動で各種教室が行われている。 ・グループリビングの場として地域支援センターを設置しているが事業実施されていない。今後の有効活用を検討する。

②交通支援の充実

交通体系の整備	・交通体系の整備は、生活全般を支援するものであり、巡回バスの路線・体系見直しを行い、出かけやすい体制づくりを検討します。巡回バスの入らない地域への福祉タクシーの導入、また公的サービスで補えない部分については、NPO・ボランティア団体等民間サービスの導入も検討していきます。	・石見交通の撤退に伴い、4月から公立邑智病院通院の重要な広域路線である邑南川本線を町営バスとして運行を開始した。また、広域路線以外にも通院・買い物交通手段として、「やまびこ号」「ふくし号」「けんこう号」など小地域でのきめ細かい運行を行っているほか、一部地域では買い物ニーズ調査や買い物・通院バスの試行を支援した。 ・生活交通検討委員会では幅広い声が反映できるよう、一般公募委員を交えて検討を重ねられている。
外出への支援	・高齢者・障がい者にとって、住み慣れた地域社会での通院の支援として、サービスを継続していきます。	・バス路線から離れた地域では通院タクシー助成制度を継続した。(9世帯10人)。 ・介護度3以上で寝たきり、座位保持が介助なしでは行えず普通自動車移動が困難な人への移送サービスを社協に委託した。(登録者49人・利用169回) ・今後も制度の周知を図り、利用を促進する。
	・介護予防事業の推進を図り、利用しやすい外出支援の体制づくりを行います。	・介護予防事業の実施の実施には送迎を行い利用の促進を図った。 ・利用しやすい外出支援の体制は「生活交通検討委員会」で検討を行っている。

③住環境の整備

住居の提供	・日常生活に見守りが必要な人に対して、病院からの退院直後・冠婚葬祭等短期間に利用できるサービスとして、短期入所生活介護があります。在宅生活を行うための準備や、家族の介護を支援する役割になっています。	・病院受診前の体調・生活調整や家族との精神的・身体的疲労等を理由に支援を継続した。緊急時の対応や安心した生活支援をすることができた。(利用者2人・6日利用) ・現在は1施設だけ委託しており、全地域で利用できるよう委託施設を増やすことも検討したい。
	・65歳以上独居・2人世帯の方で、在宅生活に不安がある方に対し、居住(高齢者生活福祉センター)の利用決定を行います。入所後も生活が支障なく行えるよう、引き続き支援を行います。	・安心センター(15人定員)への入所は審査会を随時開催し、適正な入所を図った。(23年度1月現在 審査会5回開催。入退所者2名。待機者1名。) ・入所者の介護度2の方の次の生活の場の確保の問題と、利用が増え待機者が出ている状況から対応の検討をしていく。
	・居宅で養護を受けることが困難な方への施設として養護老人施設入所の役割は重要です。入所者の生活を支えるため、外部のサービス利用により生活支援を補います。	・養護老人ホームに措置を行い、日常生活の支援・介助が必要な人には本人の意思に基づき、介護保険サービスも利用できるよう調整をしている。措置人数53人(町内施設42、町外施設11)うち外部サービス利用者24人、うち要介護3以上認定者9人(介護3-4人 4-3人 5-2人)であり、入所者が重度化することにより、利用者全体へのサービスの質が低下しないよう運営の適正化が求められており検討を要する。
	・高齢化に伴い、住みにくくなってきた公営住宅を、高齢者が住みやすいよう環境を整備することが大切です。(風呂場・段差解消・手すり等)住宅マスタープラン(地域の特性に応じた住宅の供給を促進し住宅の整備に係る計画)・ストック改善事業(地域の特性に応じた再生・活用)により、既存の住宅を計画的に改修実施しています。	・公営住宅の居住室の床面積の増加、居住性向上、高齢者対応、安全確保、長寿命化を目的とした公営住宅等長寿命化計画を平成22年度に策定した。その計画に基づき平成23年度は、十日市団地1号棟、2号棟の一階部分8戸に段差解消や、玄関、便所、浴室等に手すりを付け高齢者が住みやすいように整備した。

④公共施設のバリアフリー化

公共施設のバリアフリー化	・各公共施設が高齢者・障がい者にとって使いやすい施設であるか（トイレ・段差・スロープ等）点検に努めます。	・老朽化した施設を中心に各施設の状況を把握し、利用度・必要度を考慮して適宜見直しを図るよう努めている。
--------------	--	---

⑤福祉サービスの決定・評価の体制づくり

福祉サービスの決定・評価	・対象者に必要なサービスが提供できるように調整・決定会議が必要です。定期的な評価・見直しを行い、前述のようなサービスを適切に提供していきます。	・地域において、保健・医療・福祉のネットワークづくりと、処遇困難事例への支援を主な目的とした、地域サービス調整会議が、羽須美地域について、H23年度新たに2ヶ所（石見地域：中野、瑞穂地域：市木）立ち上がった。今後も地域のネットワークの強化や、より充実した支援体制整備のため、地域サービス調整会議の開催場所を増やしていく方向である。
--------------	---	---

(2) 地域づくり（見守りネットワーク）

①地域づくり

項目	内容	H23 実施状況・評価
地域づくりの意識啓発	・地域コミュニティごとの自主的な活動として、健康づくり・生きがいづくり活動を実施していくため、公民館を中心とした生涯学習活動、生涯学習課の行っている、地域づくり等 関係機関との連携をとり、地域の体制づくりを推進します。  ・要介護状態になる前から、将来 家族が介護状態になったときにどう支えていくのか話し合っておくことが必要です。また、高齢者だけでなく自分の問題として、老後について考える場を提供していきます。	・「緊急時の体制づくり」と合わせて、日頃から地域で高齢者を支える体制・見守りネットワークについて、今後も介護予防計画推進の中で、各関係機関と連携して進めていく予定である。  ・全町をあげて、若いときから健康づくり・介護予防に積極的に取り組み、たとえ高齢になっても、生きがいを持って自立した生活をするため、自らの自助努力と、それを支える地域づくり、健康づくり・介護予防の推進体制づくりを進めていくための「介護予防計画」を平成23年度に作成し、そのダイジェスト版で、出前講座・地域運動教室・老人クラブ総会・はつらつ教室（介護予防事業）等の場で説明し、意識啓発し、自分のこととしてとらえてもらう取り組みを行った。
活動の担い手づくりの推進	・地域コミュニティ活動の担い手となるリーダーを積極的に発掘・育成するとともに、リーダーの積極性・向上心が持続するような支援を行います。	・社会福祉協議会ではコミュニティ活動の担い手を養成する「地域福祉サポーター養成講座」を開催している。これまでに90名程度受講があり、今後はフォローアップ講座を行いリーダーを育成し、地域福祉活動に活用を図ることを検討していく。 ・健康づくりや介護予防の知識を広げるため「健康サポーターリーダー」の育成をしている。登録者には研修会を実施しフォローを行っている。健康サポーターリーダー養成講座を今年度も継続し、3地域において6回シリーズの養成講座を開催している。また、すでに健康サポーターとして登録しておられる方には、年3回の研修会で意欲の喚起・具体的な取り組み方法の習得・活動の悩みに対する対応を行っている。
支え合いネットワークづくり	・民生児童委員や地域の情報をもとに、1人暮らし老人・高齢者夫婦世帯等状況を把握します。  ・社会福祉協議会・福祉活動専門員や地区社協の協力を得て、自治会・集落等身近な地域での見守りネットワークを構築していきます。  ・近隣の高齢者同士が近所で集い交流できる「場づくり」を推進できるように検討します。	・民生児童委員協議会の支部会や地区会に参加し、地域の高齢者や要援護者の状況把握、情報交換を行っている。  ・福祉活動専門員は民生委員協議会や地区社協の会合に出席し情報交換をしている。 ・高齢化による地域の脆弱により昔の互助・共助のしくみが薄れていく中で、自治会や集落単位で独自の形で地域のネットワークが構築されている地域がある。今後は、先進的取り組みをしている自治会等を社協の広報で紹介し、全町に展開していくよう検討していく。  ・1人暮らしの会、地域ささえあいミニデイサービス、いきいきサロンなどの事業を実施しているが、住民自らが出かけていく場をつくる仕掛けの検討が必要。 ・近隣の高齢者同士が近所で集い交流できる場の1つに「地域ささえあいミニデイサービス」があるが、はつらつ教室等終了した方へ次ぎの「出かける場」として紹介したほか、ミニデイサービスを訪問し、地域で気になる方へ声かけ、お誘いをしてもらう気運づくりとして「紙芝居」を使って意識啓発を行った。

②認知症高齢者を支える体制づくり

意識啓発	・支援の必要な高齢者やその家族を地域で支えていけるよう、認知・うつ・閉じこもり・介護等についての理解を深めていきます。  ・高齢者になっても地域で暮らし続けられることができる地域づくりを推進し、出前講座等活用した学習会を自主的に開催できるように支援します。	・3地域中央の公民館において、「認知症を知ろう」～認知症になった場合の支え・家族として、地域としてどう向き合おうか～という演題で、認知症予防講演会を開催したが、各会場とも100人前後の参加があり、関心の高さが伺えた。またうつ予防については、保健課を中心に、出前講座等で予防・早期発見・早期対応の重要性について意識啓発を行った。  ・地域ささえあいミニデイサービス支援・新規のミニデイサービス立ち上げの推進に兼ねて、高齢になっても地域で安心して暮らし続けられる地域づくりのためには、地域の支え合いや声の掛け合いがいかに重要であるかを認識してもらうために、紙芝居を作成・上映し、理解してもらう場にした。
相談窓口の充実	・現在各支所にある各種相談窓口をより周知するとともに、地域包括支援センターと連携をとり、認知・うつ・閉じこもり・介護等に関する情報提供・専門医療機関の紹介・利用できるサービスの紹介と実際にサービスに結び付くよう調整を行います。  ・民生児童委員・医療機関・地域の自治会と連携し情報収集を行います。	・各支所に相談窓口を設置している他、心の健康相談・社会福祉協議会の物忘れ相談等の相談窓口があるが、相談者が少なく今後もPRをしていく必要がある。  ・各地域の民生委員会に定期的に参加し情報交換したり、医療機関とはサービス調整会議（現在、羽須美地域・瑞穂地域・石見地域で各1カ所ずつ開催。）の中で、情報交換し、支援の必要な方へ早期対応ができるよう話し合いを行っている。
個別支援の充実	・虚弱となつた高齢者には日常生活への支援が必要であり、また症状も個人差が大きいので、個別支援が必要となります。個別相談・指導の必要な人は地域包括支援センタースタッフや保健師が訪問し、状況把握を行った上で毎月の調整会議で検討し、それに基ついたサービス提供を行います。	・前期高齢者の中で、基本チェックリストによる危険群・大学健診の認知・うつ機能低下者に対しては、保健師が状況確認を行い、必要な方を治療あるいはサービスにつながるよう個別で働きかけを行った。 ・後期高齢者については、地域包括支援センターより、介護予防事業へお誘いし、閉じこもり予防・認知機能の低下を防ぐよう働きかけを行った。来年度は気になる方について保健師による個別訪問を行い、より丁寧なスクリーニングを行っていく予定である。
家族に対する支援の充実	・支援の必要な高齢者を支える家族の精神的・肉体的負担が大きいため、関係スタッフが随時悩みの相談に応じます。また、家族介護者教室を開催し、リフレッシュ・情報交換・仲間づくりを行い、介護者の精神的な支援を図ります。	・43人の参加者があり、いろいろな立場の介護者の参加があった（妻・夫・嫁・息子など）。今回は「認知症の方への接し方」について、島根県家族の会の会員による講話と意見交換を行い、リフレッシュできた、参考になったなどの感想が聞かれた。来年度は邑南町でも、「家族の会」のように気軽に介護者同士が交流できたり、相談しあえる会の立ち上げに向けて、介護者の皆さんと話し合いをしていく計画である。
本人と家族を支えるネットワークづくり	・支援の必要な高齢者が在宅で生活するためには、家族介護だけでは限界があり、地域で支えていく体制づくりが必要です。ボランティアなど公的以外のサービス調整に努めます。  ・*1キャラバンメイト・*2認知症サポーターの位置づけや役割を明確にするとともに、育成を継続して行います。また、活動交流会や研修会を行い、質の向上に努めます。	・羽須美地域の1自治会では、認知症・閉じこもり傾向など、日頃から見守りの必要な方について、地域全体で気にかけていこう、何か普段と違う様子が見られた時には民生委員、自治会役員等を通じて行政・社協などへつなぐシステムが構築されている。今後このようなシステムを他地域へ波及していくよう啓発していくよう計画である。  ・今年度はキャラバンメイト・認知症サポーターの育成・再教育が実施できなかったが、来年度は育成と再教育を計画しており、地域と一体になって認知症の方を支える体制づくりを進めていく予定である。

(3) 生活支援の充実

①各種団体の支援

項目	内容	H23 実施状況・評価
ボランティア活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動の活性化を図るため、町民のボランティアに対する意識啓発を行うとともに、ボランティアセンターを中心として情報提供・利用の相談窓口の整備、団体間のネットワークづくりを促進します。</li> <li>・きらりおおなんいきいき活動事業を推進していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアセンターでは園芸福祉ボランティア養成講座（参加21名）、小中学生を対象にサマーボランティアスクール（体験型128名・プログラム型54名）サマーボランティアリーダー研修（28名）を実施した。</li> <li>・福祉月間中の11月第2土曜日を「邑南町ボランティアの日」とし、住民全体に呼びかけて環境美化活動を公民館単位で実施した。</li> <li>・ボランティア団体のネットワークづくりの取り組みは実施していない。今後、組織のネットワークをつくるため連絡協議会や団体の代表者会の開催を検討していく。</li> <li>・事業評価委員会及び社協との調整会議を定例で開催し、事業評価を行い課題を解決しながら登録及び活動推進を行った。CATVや新聞発行、登録者と施設や地域活動とのコーディネートをしたことで活動が増え、ポイントの交換者も15名あった。今後も、宣伝と啓発、コーディネートを継続していく必要がある。</li> </ul>
老人クラブ活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人クラブは高齢者が知識と経験を生かし、生きがいと健康づくりのための社会活動を行うことにより、老後の生活を豊かなものにするという目的があります。近年、会員の減少により、本来の活動ができにくい状況になっていますので、各老人クラブ単位で、参加してみたいかなるような魅力ある活動を工夫したり、活動のPRに努め、会員の増加を図るとともに組織の活性化に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・邑南町の老人クラブへの加入率は6割で県内では2位という状況である。（2700人）</li> <li>・最近の活動は高齢者が自ら取り組む介護予防や健康づくりという視点で、グランドゴルフ大会などの軽スポーツ大会を積極的に行っている。</li> <li>・町の福祉大会では会員の業績を表彰している。</li> </ul>
生きがいづくり自主グループの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域には、高齢者の生きがいづくりを目的とした、自主グループがあります。各地で様々なグループが立ち上がるよう、行政が相談やアドバイスをを行い、それぞれのニーズにあった活動に参加できるように調整を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生きがいづくり活動の支援として、各種助成事業の紹介や申請の援助をしている。</li> <li>・地域福祉サポーターや健康サポートリーダーを育成し、介護支援ボランティア事業での活用のしよみの検討が必要である。</li> <li>・身近な場所で自主的活動を行っている地域ささえあいミニデイサービスグループの支援を行っている。</li> </ul>
民生児童委員の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生児童委員は、町民の生活支援をするとともに、福祉サービスの調整及び相談役として期待されていますが、担当エリアが広く全体をカバーするのが難しい状況です。また、地域のつながりの希薄化とともに活動しにくくなっています。今後、近隣・身近な社会資源を活用して、高齢者の状況が把握できるシステムづくりを行うとともに、民生委員を中心に地域で高齢者を支援していく体制づくりを行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の生活環境の変化とともに民生児童委員の位置づけは重要となっている。自治会等の協力・連携体制が必要になっているため民生児童委員協議会で自治会会長に協力依頼を行った。</li> </ul>
社会福祉協議会活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会は地域における福祉活動の中心的な役割を担っており、行政と連携して住民参加型の地域福祉活動の推進が期待されています。民生委員の活動を支援する組織として、また一番身近な支え合いの単位である集落福祉員・ブロック福祉委員会が、地域の福祉活動の母体となるよう位置づけ、各公民館・自治会と連携をとって地域づくりを推進していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定例に業務調整会議を開催し、委託事業を中心に実施状況の確認や課題の検討を行っている。</li> <li>・社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画の策定委員として参画している。</li> </ul>

②各事業の支援

項目	内容	H23 実施状況・評価
生きがいづくり活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主活動やボランティア活動に対して、活動が継続できるような支援体制を整えます。また、それにあわせてリーダーの育成を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生きがいづくり活動の支援として、各種助成事業の紹介や申請の援助をしている。</li> <li>・地域福祉サポーターや健康サポートリーダーを育成し、介護支援ボランティア事業での活用のしよみの検討が必要。</li> </ul>
いきいきサロン・生きがいと健康づくり事業の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉ブロック・公民館単位に取り組まれている各事業に対し、虚弱な方を含めて参加しやすい体制づくりをおこないます。介護予防が必要でも、参加に結びつかない方がいることから、対象者の把握と参加勧奨を積極的におこないます。</li> <li>・内容や開催回数の調整を行い、本来の目的である介護予防の役割が担えるよう支援していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区社会福祉協議会を中心に自治会エリアを対象にして「いきいきサロン」（開催数84回、参加者2,297人）「ふれあいサロン」（開催回数10回、参加者751人）（H23.12現在報告分）</li> <li>・介護予防が必要な虚弱な高齢者には介護予防プランの中にサロンや健康づくり事業を取り入れ参加勧奨をしていく必要がある。</li> </ul>
社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シルバー人材センターを各地域に整備するよう努め、それぞれの地域の人材発掘・育成、サービス提供体制を整えていきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シルバー人材センターは社会福祉協議会で行い、高齢者の知識・経験を活用し地域づくりに取り組んだ。依頼内容は草刈り、剪定、伐採、雪かきなどが多い。（会員113名、請負件数662件（H23.12現在））</li> </ul>
・シルバー人材センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度から定年を迎えるいわゆる団塊の世代に対して、ボランティア活動への参加や地域行事への参画等を通して、地域に目を向ける働きかけを行うとともに、定年を迎えたとき、そのマンパワーが地域で活躍できる体制を整えます。</li> </ul>	
・農業活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業は高齢者が生涯現役として活躍できる場です。自宅の農作業はもとより、集落営農等農業の場で、高齢者の持つ知識や、これまで培ってきた技術を発揮し、生きがいに結び付くよう支援体制を整えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業は部分的に長時間の労働や重いものを運ぶといった労働もあるが、最初から最後まできつい労働が続くのではなく、その他の労働は比較的軽作業である場合が多く、高齢者の皆さんも無理なく取り組める。しかし個人経営の場合には一人ですべての作業をこなさなくてはならないため、どこか一部の作業をすることができなくなると、すべての農業活動をやめなくてはならないことになる。そこで、農作業を集団化したうえで、軽作業の部分が高齢者の皆さんに、担ってもらうようにすれば、個人で農業経営をしている場合に比べて長く農業に携わることができるようになる。このような考えから邑南町では農業の共同化を推進しており、現在14の集落営農法人と5つの特定農業団体が設立されている。またこのほかにも複数の任意の集落営農組織が法人化を目指して集落内の協議を行っている。</li> </ul>
・世代間交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世代間交流により、高齢者の知恵や体験を、若い世代に伝える場づくりを行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の健康と生きがいづくり推進事業やふれあいサロンを実施し、世代間交流・健康づくりを行った。</li> </ul>

2-2 地域でいつまでも暮らせる環境づくり

(1) 介護サービスの基盤整備

① 制度の安定的運営の取り組み

項目	内容	H23 実施状況・評価
介護保険資源の適正な利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険サービスのケアプランを担う介護支援専門員の質の向上は大切で、研修を充実します。</li> <li>・保険者として給付の動向を見極めながらケアプランの点検や評価等も視野に入れ、資源が適正に利用できるよう努めます。</li> <li>・介護サービス提供事業所においても、利用者の個々のプランを充実し介護度の重度化を予防する取り組みを推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員研修として、テーマを「高齢者虐待への気づきと対応」と題して、社会福祉士による講話を実施した。参加者の感想として、「改めて高齢者虐待への対応の視点をもった支援の重要性を再認識した。」との声が聞かれた。</li> <li>・「ケアプラン点検」を介護保険課と合同で実施し、提供されたプランを担当の介護支援専門員が同席し点検・指導が行われ、要介護者、また介護者へ寄り添いながらの支援の大切さに気づける場にもなって、有意義であったとの感想が聞かれた。</li> </ul>

② 介護保険制度の見直しによる今後の対応

広報活動による意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民に介護保険制度の理解や協力を得るため、広報紙を活用し、理解の促進を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・邑智郡総合事務組合広報誌により介護保険事業報告を行った。地域からの要望のあった「出前講座」でパンフレットを活用し介護保険制度の理解に努めた。</li> </ul>
制度改正に伴う円滑な運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型サービス(※1)に対する町民の理解を促進し、町として必要量を把握し必要に応じた整備を推進します。</li> <li>・介護療養型医療施設については、国の動向を注視しながら今後の対応を検討します。</li> <li>・養護老人ホームの外部サービスについて利用者やその家族の理解を得ることが必要です。また、重度化した利用者に対して、速やかに次のサービスにつながる体制づくりを検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模多機能型居宅介護整備は3町に各一箇所と事業決定を受け、邑南町では「こもれび」が平成23年4月に開所し、2か月に1回運営推進会議で利用者の状況など、連絡・調整を行なった。</li> <li>・介護療養型医療施設「三笠記念病院」は22年4月介護療養型保健施設「ケアセンター三笠」に変更し引き続き介護保険施設として役割を担っている。</li> <li>・入所者の外部サービス利用は本人や家族の意志により行われている。利用者は24人で、重度化への抑制に努められているが、養護老人ホームの職員配置基準以上の介護の手間がかかっていることから、職員の負担にも入所者の処遇にも影響が出てきていると考えられる。速やかに体制づくりの検討が必要である。</li> <li>・介護相談員の訪問により、状況把握を行っている。</li> </ul>

③ 在宅支援の充実

自立支援・介護予防の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢になっても住み慣れた自宅で自立した生活が送れるよう支援の強化が求められています。介護予防に重点を置いたケアプランが必要で、事業所においてもその実現のための取り組みが必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアマネジメント研修会を開催し、個別プランに介護予防を視点に入れたケアプラン作成に努めている。</li> </ul>
--------------	--	--

(2) 介護サービスの質の向上

① ケアマネジメントの質の向上

項目	内容	H23 実施状況・評価
介護支援専門員の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員にプランの提示を求め、計画されたプランの助言や評価を行い、よりよいケアプラン作成に向けた研修や指導を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険課と連携し、毎年「ケアプラン点検」に取り組んでおり、介護保険課と三町で、提出されたプランに対する助言や評価を行い、自立支援に向けたプラン作成がなされている。介護支援専門員は、積極的に介護支援専門員専門研修を各自受講している。</li> </ul>

② サービスの質の向上

居宅サービス・施設サービスの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権や尊厳確保の観点から、身体拘束を廃止する取り組みを推進します。</li> <li>・在宅での自立支援の援助となるような質の高いプランやサービスの提供を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島根県高齢者虐待対応専門職チーム岡崎正興氏を講師に「高齢者虐待への気づきと対応」と題し、「利用者の権利擁護」の視点でケアマネジメント研修会を実施し、質の向上に努めた。参加者は38人で、受講者は「日々何気なく関わっている利用者、ご家族様に対しより気づきができるよう努力したい。」という感想や、研修終了後、実際に施設で抱えている疑問を質問するなど「処遇改善に対する気づき」につながった研修となった。</li> </ul>
--------------------	--	--

③ サービス評価の推進

介護相談員の活動の促進と第三者評価の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町広報等により介護相談員の活動状況や第三者評価の取り組み状況を掲載し、啓発に努めます。</li> <li>・連絡会等を開催し、介護相談員の活動支援をします。また、介護相談員の研修を支援します。</li> <li>・介護保険施設等が、自己評価や外部評価の取り組みを推進するよう働きかけます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に介護相談員の活動状況を把握し、取り組み状況を不定期に介護相談員・受入施設へ報告し年度内での相互理解に努めた。全体の報告を受入施設へ送ることで他施設の取り組みから新たな気づきがあったり、新たに相談員と意見交換する時間を定期的に設ける施設もあり、介護相談員の活動の促進につながった。</li> </ul>
相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情・相談等の窓口相談を充実し、サービスの質の向上につなげていきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター・各支所福祉係が窓口となり対応しているが、支所対応が困難なケースは、地域包括支援センターと連携し、各関係機関とのサービス調整を行いサービスのワンストップに努めた。</li> </ul>

(3) 介護給付の適正化

① 適切なサービス提供のための体制づくり

項目	内容	H23 実施状況・評価
適正給付ができる体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険者として定期的な給付の点検を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険課と連携し取り組んでいる。</li> </ul>
適切なサービス提供ができる体制づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス未利用者には指導を行い、適切なサービスを提供することにより悪化の予防を行い、また、サービスの必要性が高い高齢者に対しては、地域のネットワークにより情報が把握できる体制を築き、必要なサービスを提供し要介護状態にならないよう支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区での民生委員会の定例会への出席や、地域ごとのサービス調整会議を開催。適切なサービス提供につながらない地域で気になる方、課題のある方等の情報を把握し、処遇改善等介護支援専門員等と情報共有しながら適切なサービス提供がされるようサービスのワンストップに努めた。</li> <li>・地区民生委員会 日和地区 日貴地区 矢上地区 中野・井原地区</li> <li>・サービス調整会議 羽須美地域(年4回開催)のほか、23年度新たに石見地域、瑞穂地域でも開催した。</li> </ul>

(4) 介護保険事業の円滑な運営

① 介護保険事業の円滑な推進

項目	内容	H23 実施状況・評価
事業の円滑な推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の評価や分析を積極的に行い、今後の方向性を示せる体制づくりを進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険課から定期的に送られる給付状況を確認している。</li> </ul>
生計困難者に対する対策の適切な運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町広報、地域ケア会議等において周知し推進します。</li> <li>・個々の相談にも対応します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所連絡会等において制度の説明を行い対応に努めている。</li> </ul>

(5) 要介護状態になっても生きがいを持って暮らせる支援

①生きがい活動の支援

項目	内容	23年度実施状況・評価
生きがい活動の支援	・要介護者及び家族から生きがいや楽しみ活動の要望があった場合、近所、集落、自治会、NPO、ボランティア等で支援できるような体制づくりを行います。また、調整役やリーダー育成を図ります。	・今後地域での体制づくりや人づくりの検討が必要である。 ・調整役となるケアマネジャーにケアプラン点検や事業所連絡会などの機会を通じて、事業の紹介をし、ケアプランへの導入の指導をしていく必要がある。

②家族・地域介護者支援体制の充実

家族の経済的負担の軽減	・生計困難な世帯で、高齢者を介護している家族の経済的負担の軽減を図るために、介護用品購入費助成等により要介護高齢者が在宅で引き続き生活ができるように支援していきます。	・助成対象者は31人で内新規対象者は9人、助成券（年間75,000円）の利用率は3割だった。 ・今年度は、施設入所や死亡により、利用者数の減少が利用率に影響している理由もあるが、助成額の料金（1月6、250円）についても、利用者にアンケート等を行い検討する必要がある。
家族介護者の支援	・高齢者を介護している家族に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得するための教室を実施します。さらに介護者同士の交流を深め、精神的負担の軽減を図ります。	・ケアマネによる参加の声かけと介護保険事業所の参加のための調整などの協力を得ながら、家族者交流会を11月15・16・17日に開催した。内容は「島根県認知症を抱える家族の会」から講師を依頼し、「認知症とは」「意見交換」を行った。参加者48人は熱心に聞き入ったり、自分の体験を語って、感想として介護者同士の交流を深められ、またリフレッシュの場になったとの声が聞かれた。今後は本町でも「家族の会」が必要かどうか、介護者の方々と協議をしていく予定である。
地域の支援体制づくり	・ヘルパー養成研修等により、介護を要する方たちへの思いやりを深め、よりよい介護ができるよう知識や技術を習得してもらい、活躍し得る人材を養成していきます。また、そういった方たちの活躍の場を提供していきます。	・人材養成は健康サポーターや地域福祉サポーターの養成研修を実施し、介護支援ボランティア事業や地域運動教室、地域ささえあいミニデイサービスを活躍の場として情報提供してきている。

2-3 介護予防と地域包括ケア体制の強化

(1) 介護予防の推進

①情報の提供・収集

項目	内容	実施状況・評価
介護予防推進の意識啓発	・生活をより活発に行ったり、社会参加することにより介護状態を防ぐことができます。要支援・介護状態にならないための意識啓発を行います。特に、高齢期を迎える前から、介護予防の意識を持てるよう啓発を進めます。	・健康サポーター講座・公民館での健康と生きがいづくり推進事業・出前講座を通じて意識啓発を行った。楽しみながら、自分のペースで介護予防・健康づくりに参加できる介護支援ボランティア制度について周知した。 ・介護予防事業の案内も対象者に送付し、周知に努めた。ケーブルテレビでも介護予防事業の啓発を行った。
情報収集の支援	・基本チェックリスト・主治医・民生委員・保健師・本人・家族・近隣からの相談・訪問等により生活の機能が低下している高齢者を早期発見できる体制づくりが必要です。虚弱な高齢者（特定高齢者）・予防給付への適切な働きかけをします。	・前期高齢者は特定健診・後期高齢者は健康診査時に、基本チェックリストを行い、二次予防事業対象者を決定した。基本チェックリスト未回収者の状況確認を定期的に行った。 ・医療機関調整会議（年1回）で円滑な健診の流れについて検討・調整を行い、二次予防事業対象者でサービス利用希望者には健診の勧奨を行った。
介護予防サービスの提供	・基本チェックリストにより、各個人の問題点の明確化を図り、運動器機能低下・低栄養・口腔機能低下・うつ等それぞれの課題に対するアセスメントを行います。	・個々の基本チェックリストの結果に応じたサービス利用の推進を行った。 ・前期高齢者把握178人 出現率11% サービス利用18人 後期高齢者把握681人 出現率32% サービス利用181人となっており、サービス未利用者についてはサービス利用意向調査時に参加できない理由について把握した。 ・介護予防計画に基づき、今後も対象者に対して介護予防の意識啓発をケーブルテレビ等で周知していく必要がある。
	・二次予防事業として、デイサービスセンター等において、歯科衛生士・栄養士・運動指導士等、専門スタッフが支援を行い重度化の防止に努めます。	・通所型では運動型デイサービス（運動器機能向上）と交流型デイサービス（認知・うつ・閉じこもり予防）を実施し、専門職による運動指導・口腔・栄養指導を実施した。 ・元気館では前期高齢者を対象にマシン・プールコースを実施し、予防の意識啓発と運動の継続のきっかけづくりを図った。 ・サービス終了後の状況についての把握には至っていないが、引き続き地域での教室への参加を促していくように情報提供していく。
	・提供したサービスに対して、定期的な評価を行い再アセスメントをしていきます。	・定期的な体力測定や痛みの有無・意欲に関する調査を行い評価を実施した。サービス利用前後で大きな変化はみられないが、意欲調査については改善傾向もみられる。
	・保健課・生涯学習課等との連携を図り、円滑・効果的な予防事業を実施します。	・保健課・公民館・社協と定期的に事業の検討を行い、介護予防推進に向けての方向性を検討した。 ・二次予防事業対象者把握で「認知」に関して高い出現率となっているので、認知症対策について重点をおき、住民の意識を高められるように検討している。
一貫した評価	・介護予防マネジメント（生活状態・ニーズに合った介護計画）をし、「二次予防事業対象者」「新予防給付者」に課題の把握・計画・評価・再課題の検討を行います。	・アセスメント・計画の様式は同じものを使い、アセスメントの過程で二次予防事業対象者、新予防給付者に生活機能低下を自覚してもらい、生活機能向上に努めた。モニタリング・評価をしながら適切なサービス利用を調整した。
	・二次予防事業・予防給付を実施している関係機関との有機的な連携に努め、予防事業評価を実施します。	・関係機関と定例会議を開催し、進捗状況を確認した。医療機関の受診や継続してのサービスの必要性について検討し、個別訪問等をおこなった。
介護予防の推進	・身近で出かけやすい場所づくり・生きがいづくりによる予防活動を推進します。	・認知・うつ・閉じこもり予防を目的とした交流型デイサービスを実施し、内容も自主的に取り組めるものを取り入れ、参加者の自主性を図った。
	・地域での自主的な介護予防の取り組みへの支援を行います。	・地域ささえあいミニデイの立ち上げ推進や既存グループの活動支援を地域担当者を決めて実施した。紙芝居（認知症）を作成し、各グループへの訪問を行った。
	・各部署（福祉課・保健課・生涯学習課・社会福祉協議会等）が実施しているサービスについて調整を行ったうえで、互いに連携し効果的なサービス提供します。	・介護予防計画の推進、啓発のため、各部署と年2回推進会議を開催し、進捗状況や各機関の具体的な取り組みについて方向性を確認した。
	・各地域のサービスについて、自治会単位で話し合いを行いその地域にあった形のサービス提供体制を整えます。	・モデル地域を立ち上げ、自治会単位で介護予防の取り組みを行えるよう検討している。
	・詳細な行動計画は、邑南町介護予防計画の中に記載します。	・年1回見直しを行い、介護予防の啓発・周知ができていないかを各部署で確認し、課題を見つけながら、来年度に繋げる取り組みをしている。

②包括支援センターの機能充実

センターの周知・充実	・地域包括支援体制の実施をめざし、総合的なネットワークの構築・総合相談・権利擁護・包括継続的ケアマネジメントの支援・介護予防マネジメントを行います。	・職員は学習会や研修会に参加し専門的な知識の研鑽に努めている。 ・地域包括支援センターの業務を「見える化」していくためPRをしていく必要がある。
	・必要な人に適切なサービスが提供できる調整・決定会議が必要です。定期的な評価・見直しを行い適切なサービスを提供をします。	・町の介護予防計画を策定し評価・見直しを行いながら、計画的な事業実施を行っている。
	・多職種との連携により協働・一体となって地域生活に安心を提供していきます。	・多職種と連携し介護予防計画を策定し協働を目指している。
	・介護予防事業の推進充実にあたっては、福祉課・保健課・教育委員会・支所との連携はもとより、センターの機能体制の強化が求められます。	・地域包括支援センターは規定されている3職種のほか、高齢者福祉、介護保険係が連携し、各々の業務が見える関係で実施できている。 ・地域包括運営協議会を開催している。
地域包括支援センター運営協議会の推進	・関係者全体で地域に何が不足しているか・どういう町であってほしいか協議や合意をしながら、地域社会をつなぐ役割を担う地域包括支援センター運営協議会を定期的開催し、センターの運営を審議し、公正・中立的な運営を図ります。	・年2回開催し事業の検証・現状・課題・提案を報告・協議をした。

③介護予防事業の評価の実施

介護予防事業の評価の実施	・地域支援事業における介護予防事業を効果的かつ効率的に実施するため、要支援状態から要介護状態への移行をどの程度防止できたかなどの事業成果に関する評価（アウトカム評価）、投入された資源量、事業量の評価（アウトプット評価）、事業実施過程に関する評価（プロセス評価）を実施します。	・介護予防事業全般について係の定例会の中で評価（アウトプット評価、プロセス評価）を行い、新年度の事業の実施に向けて検討をした。事業成果に関する評価（アウトカム評価）を島根大学の助言を受けながら実施している。
--------------	---	---

(2) 地域の高齢者への総合的な支援

①総合支援の体制

項目	内容	実施状況・評価
総合相談の支援	・相談対応・継続的な支援は心身の健康の維持・生活安定への援助となります。高齢者を支える地域と関係機関とのネットワーク体制を整え、必要なサービスの提供できる体制整備を図ります。	・民生児童委員やかかりつけ医との連携を密にするため、支部会や地区会へ参加したり、医療機関ごとのサービス調整会議を実施している。
高齢者が安心して生活できる支援	・権利擁護・成年後見制度の活用・社会福祉制度等専門的な立場から支援を行います。また、高齢者虐待被害増加防止ネットワークを構築します。	・高齢者虐待防止対策推進会議を実施した。 ・高齢者や家族等からの相談には、多面的、専門的に関わりを持ち支援を行っている。
	・高齢者を対象とした消費者被害増加に対して、各窓口と町民課・消費者センターとの連携を強化し、クーリングオフ制度等を活用した対応を行います。	・関係する部署と連携を密にし、早期対応を行っている。
自立への支援	・介護予防事業・予防給付などのサービスだけでなく、地域のインフォーマルサービスを活用し、「本人のできることはできる限り本人が行う」という意識を啓発します。 ・サービス提供は、一定期間ごとに見直し効果的なプログラムの提供を用意し、状態維持や改善に向けて支援をします。	・サービス提供時は利用者と一緒に本人の目標を設定し、一定期間でモニタリングを行い、今までの生活を振り返り自立に向けたプラン作成をした。
包括・継続した支援	・多様化する高齢者の生活の尊重の観点から、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、高齢者の努力とともに、資源の活用・支援を集め生活全体を支えていくことをめざします。	・元気な高齢者から要介護高齢者に対応する事業を展開した。

②介護支援専門員への支援（介護の必要な高齢者や家族を支える身近な専門職）

介護支援専門員への支援	・介護予防・介護給付における包括的なマネジメント実施のため介護支援専門員を支援します。	・ケース検討会・個別相談に対応した。 ・事業者連絡会を開催し情報提供、意見交換を行った。
	・業務を円滑にすすめるために、介護支援専門員同士のネットワークづくり・定期的な情報交換の開催・研修を行い、介護支援専門員を支援します。	
	・個別な困難事例へ対応できる専門員の助言・支援をします。	

障害者計画・障害福祉計画に係る評価報告書

3-1 誰もが暮らしやすいまちづくり【障害者計画】

資料A-3

(1) 啓発・広報

① 啓発・広報活動の推進

項目	内容	H23 実施状況・評価
障がい者施策のPR	・町広報紙に「障がい者福祉のコーナー」の枠を設けるなど工夫し継続して情報提供を行います。	・事業・活動を通じて随時啓発・情報提供等を実施。 ・町広報に「障害福祉情報コーナー」枠を設け、福祉サービス紹介や最新の情報を提供している。 ・広報「おおなん社協」及びホームページで実施。 ・「手をつなぐ育成会」で障がい者の日啓発キャンペーンを開催した。
疾病や障がいへの理解促進	・ニーズに応じた講演会テーマの設定や障がい者の発言の場を設けるなどし、疾病や障がいは誰でもおこりうる自分のこととして考えられるよう、町民に対する意識啓発を進めます。	・事業・活動を通じて随時啓発・情報提供等を実施。 ・精神保健福祉ボランティア養成研修会の募集広報を、防災無線や町広報誌で行った。 ・「認知症支援ボランティア養成講座」を開講。(社協) ・「町民後見人フォローアップ養成講座」を開催。(社協) ・公民館と保健課との連携で「認知症予防講演会」を3会場(羽須美・瑞穂・石見)で開催した。
	・町広報紙への掲載や情報紙を通じた相談窓口のPRを継続します。	・町広報の「障害福祉情報コーナー」において随時広報をしている。 ・相談支援事業所と連携し、就労支援を目的とする雇用促進連絡会を開催した。

② 福祉教育の推進

福祉教育、人権教育の推進	・福祉サイドから積極的に教育機関に対し関わりをもち、福祉教育の推進に努め、障がい者に対する理解と人権意識の高揚を図ります。	・町内の小中学校からの要請に応え、点字・手話・車椅子体験・高齢者疑似体験教室を実施。(社協) ・8月に小学校6年生を対象にサマーボランティアリーダー研修を開催した。(社協・公民館共催) ・サマーボランティアに矢上高校の生徒に呼び掛け、ボランティアとして参加してもらい、子どもたちと一緒に活動してもらった。(社協) ・町内各公民館で、人権問題学習会を開催した。
障がい者との交流の場づくり	・各種団体、施設と連携し、障がいのある人・ない人が共通の意識をもって交流できる機会を継続して提供します。また、地域行事に障がい者が参加できる環境づくりを行います。	・聴覚障害者交流テイクサービス(年6回)、邑智郡ふれあいの会(知的障害者等当事者グループ)余暇活動の支援(年4回)を行い、障害者支援ボランティア・地域住民等と交流。(社協) ・障害者施設での行事にボランティアの皆さんや矢上高校の高校生に参加して頂き交流を図った。(社協) ・益踊りを広く町民に呼びかけて実施。(四つ葉の里) ・障害者施設での行事にボランティアの皆さんや矢上高校の高校生に参加して頂き交流を図った。(社協) ・9月に、はあもにはいほうす利用者の方が矢上高校の学園祭に参加し、障害に関するチラシ配布を行った。 ・4月「加茂の春市」に盲導犬ふれあいコーナーを設け募金活動を行った。(中野) ・夏休み交流レクリエーションの開催。(井原) ・教護施設さつき園と公民館いきいき大学の交流運動会、餅つき会、ゲートボール大会(春・秋)(出羽)

③ 公共サービス従事者に対する障がい者理解の推進

公共サービス従事者の理解促進	・公務員や指定管理者をはじめとする各種公共サービス事業の従事者に対して障がい者の理解の促進を図るため研修会等を推進します。	・昨年の企業アンケート調査をふまえ、雇用促進連絡会を開催したことは障がい者理解につながった。
----------------	---	--

④ ボランティア活動の推進

既存ボランティア活動への支援	・活動の拡大を図るシステムづくりやボランティアセンターなどを通じた更なる情報交換や連絡調整の推進を図ります。	・活動の拡大を図るシステムづくりやボランティアセンターなどを通じた更なる情報交換や連絡調整の推進を図ります。
ボランティア育成	・後継者の育成を含め、若い人たちが積極的にボランティアに参加できる体制を検討します。	・後継者の育成を含め、若い人たちが積極的にボランティアに参加できる体制を検討します。

⑤ 地域における障がい者虐待防止の充実

障がい者虐待の周知・啓発の充実	・障がい者虐待について関係団体への普及啓発を行うとともに、相談事業との連携を図ります。	・研修会に参加し、関係団体との連絡を行った。今後、啓発に向けての町広報等で啓発を行っていく
-----------------	---	---

(2) 生活支援

① 利用者本位の生活支援体制の整備

項目	内容	H23 実施状況・評価
相談窓口の広報	・町広報紙に「相談窓口」の枠を設けるなど、継続した広報を行います。	・町広報において、障害者雇用、相談支援事業所等の記事を掲載。
成年後見制度の申請手続き費用負担	・生活保護受給者における市町村長申立の費用の公費負担を継続します。また、後見人に対する報酬が発生するため、生活保護世帯や年金の低額受給者への充実を図ります。	・成年後見制度利用支援事業として、今年度も予算化した。(利用は申し立て1件)

② 福祉サービス等の推進

障がいの特性にあったプランの作成充実	・自立支援法の制度普及を図りながら、サービス利用計画について、その内容と作成事業者の広報や周知の方法を充実します。	・年間20人を目標に相談支援事業者に委託して、ケアプランを作成している。(見込件数：8件)
--------------------	---	---

③ 経済的自立の支援

権利擁護事業の制度周知	・町広報紙に載せるなど、継続した広報を行い制度の周知を行います。	・「日常生活自立支援事業」を実施(15件契約)。(社協) ・町民後見人フォローアップ養成講座を通じて制度の周知を図り、相談対応にも応じた。(社協) ・広報「おおなん社協」発刊。 ・広報「おおなん」9月号で周知を行った。
各種の町単独助成事業の継続	・医療費助成・交通費助成制度の維持に努めます。	・平成23年度も継続して実施した。

④ スポーツ、文化芸術活動の振興

各種団体への入会の推進と運営の充実	・団体自体の広報活動の推進や支援を行います。ボランティアの受け入れを行い、会員が支援を必要とする事項について協力を求め充実した組織になるよう支援や運営体制の充実を促進します。また、地域に出かけて相談を受ける戸別訪問相談を充実します。	・邑南町身体障害者福祉協会へ補助金を交付。 ・「邑南町手をつなぐ育成会」「邑智郡ふれあいの会」の事務局を担当。(社協) ・邑南町精神障害者家族会の事務局を担当。(ハートフルみずほ)
スタッフの充実	・障害者スポーツ・レクリエーション活動を普及するための指導員や専門知識を有するスタッフの充実に努めます。	・地域生活支援事業により「邑智郡障害者スポーツ協会」の活動を支援。スタッフとしてゲートボール大会やスポーツ大会の運営に協力。 ・地域生活支援事業によりスポーツ教室や料理教室を開催した。(邑智福祉振興会へ委託)

⑤ 地域における相談機能の充実

相談員、民生委員・児童委員活動の充実	・相談員制度の普及啓発を行うとともに、民生委員・児童委員活動の充実や、専門研修による支援や他の相談事業との連携を図ります。	・島根県が相談員業務を委託。町広報はしていない。 身体障害者相談員 新田守正さん 知的障害者相談員 前田玲子さん ・民生委員・児童委員へは、さまざまな機会に制度説明等を実施、協力を求めている。
--------------------	---	---

(3) 生活環境

① 住宅、建築物のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

項目	内容	H23 実施状況・評価
公共施設等の整備	・可能な限り「バリアフリー新法」の整備基準をめざすとともにユニバーサルデザインに配慮した整備を行います。既存施設については点検を行い計画的な改修に努めます。	・新規に建設する建物については、バリアフリー化・ユニバーサル化に配慮し設計施工した。 ・既存建物については、検討段階にある。
民間施設の整備	・障がい者にとって暮らしやすいバリアフリー住宅の整備について、啓発・普及に努めます。	・必要に応じて個別に対応している。
住宅の整備	・町営住宅の新設・建替えにあたっては、段差の解消、余裕のある廊下・出入口等、障がい者や高齢者の利用に配慮した設計により可能な限りバリアフリー化を推進します。既存の町営住宅における手摺の設置、段差解消など障がい者や高齢者向け改修については、要望により対応します。また、障がい者が暮らしやすいグループホーム・ケアホーム等の整備の推進を図ります。	・24戸の公営住宅の改善工事を行った。 ○床段差の解消、便所・浴室等への手摺りの設置 ○ドア、水栓のレバーハンドル化 ・グループホーム・ケアホームとしての利用については、現在5戸を供給している。今後も、一般町民需要に配慮しつつ条件が許せば供給していきたい。
	・居住サポート事業を使用し入居支援や成年後見制度の促進による契約の安定を図ります。	・相談支援事業の一環として取り組んでいる。 ・成年後見制度は福祉課及び町社協で取り扱っている。

② 公共交通、歩行空間等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

公共交通機関の充実	・障がい者自らが公共交通機関を利用して通院や買い物ができるよう、車椅子の利用や障がい者の乗降が容易な低床バスやリフト付タクシーの導入を関係機関に働きかけます。 ・地域生活バスについては定時定路線運行を基本とし、需要が見込めない集落や地域においては予約乗合方式を導入するなど、運行形態の改善を図ります。	・低床バスの導入については、積雪地域でもあり導入できていないのが現状。タクシーについては、一部の事業者でリフト付き車両が導入されている。 ・定期バス路線から離れた地域については、通院や買物便として、羽須美地域けんこう号、瑞穂地域ふくし号、石見地域やまびこ号を運行している。なお、一部の集落については予約乗合方式を導入している。また、バスの運行が困難な地域については、タクシー利用料の助成制度を実施している。
-----------	---	--

③ 安全な交通の確保

快適な歩行環境の確保	・公共施設、医療機関、商業施設などを結ぶ周回道路を中心に、歩道、交差点、音声信号機、誘導ブロック、ポケットパーク障がい者用トイレ等を計画的に整備するとともに国・県へ働きかけ、やさしい道づくりを進めます。	・道路改良工事による、歩車道境界の明確化の整備や、町道の外側線等の区画線を整備することにより歩行者の安全確保を図った。
移動手段の確保	・自立支援法に基づく移動支援事業を推進します。 ・障がい者の日常生活上不可欠な外出や社会参加をしやすいよう、外出の手助けや移動手段の確保の支援に努めます。	・3事業所に移動支援事業を委託している。(内、町内事業所は1カ所) ・在宅の重度身体障害者を対象に、移送サービスを実施。(愛香園・社協)

④ 防災、防犯対策の推進

防災対策の推進	・邑南町地域防災計画に基づき災害時要援護者に配慮した環境整備、社会福祉施設・病院等の安全・避難対策、在宅の災害時要援護者対策、災害時要援護者への啓発を進めます。	・自治会や集落、民生委員を通じ、災害時避難行動要援護者名簿を整備した。対象者の安否確認や避難誘導などを含めた、地域における自主防災体制づくりを進めている。自主防災組織については出前講座等を開催した。11名の防災士が認定され、今後は組織の強化を進め、防災訓練や勉強会などを行いたい。
防犯対策の推進	・防犯会議において、町内の犯罪・事故等の状況把握に努め、生活安全施策に関する事項を協議し、障がい者を含め誰もが犯罪や事件に遭わないよう、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を図ります。 ・障がい者を含め誰もが交通事故に遭わないよう、交通安全教室の実施、安全運転の啓発など交通事故の防止や障がい者に配慮した交通安全教育の充実を図ります。	・広報おおなんに町内の交通事故状況を毎月掲載 ・防犯灯への補助(H23実績 30基) ・子ども安全センターと連携し、青色回転灯設置車両での巡回を実施。 ・交通安全啓発看板の設置や交通安全テント村、街頭指導など邑智郡交通安全協会邑南町支部各分会、母の会、老人クラブ、老人施設、知的障害者施設などと連携して交通安全啓発を行った。

(4) 教育・育成

① 一貫した相談支援体制の整備

項目	内容	H23 実施状況・評価
乳幼児期からの一貫した相談支援体制の整備	・誰もが気軽に相談できる環境の整備として教育・福祉・保健・医療・就労の関係機関が連携した邑南町特別支援体制推進事業の設置を図り、総合相談を行います。(窓口の一体化) ・相談内容に的確に対応するため情報の共有化や関係機関との連携の充実を図ります。	・特別支援相談ネットワーク内の支援チームを中心に定期的(月1~2回)、及び随時必要に応じて相談活動を実施した。 ・相談件数が少なく、PR不足を感じた。無線・ケーブルテレビでのPRを行った。 ・相談があったケースについて、支援会議を開催し保護者への支援方法など関連機関と連携して助言することができた。 ・特別支援ファイルについて、希望者へ配布を行った。 ・ファイルが医療・保育園・学校・支援事業所等でスムーズに活用できるよう関連機関と連携して推進していく必要がある。

② 関係機関の連携強化

任意団体との連携	・障がい児や家族が交流することは極めて重要なことであり、情報交換やスポーツ大会の支援や充実を図ります。 ・障がい児の活動支援グループの育成及び連携を図り、障がい児、保護者会活動の相談、支援体制の充実を図ります。 ・子育て支援事業との連携に向けた支援を行います。 ・発達障害者支援センター「ウィンド」との連携を強化します。	・地域生活支援事業により「邑智郡ふれあいの会」の活動を支援している。 ・「邑智郡ふれあいの会」の活動支援、事務局を担当(社協) ・「ことばを育てる親の会」活動支援(社協) ・「邑南町手をつなぐ育成会」事務局を補佐、活動助成金を支出。(社協) ・瑞穂・羽須美管内は東光保育園内に瑞穂子育て支援センター、石見管内は、東保育園内に石見子育て支援センターを設置し、在宅の乳幼児、保護者の相談支援を行っている。また、各保育所や子育てサークルなどとの連携もしている。 ・相談支援事業所やウィンド、若者サポートステーション等の関係機関とケース検討を行いながら連携して支援できるように取り組みつつある。
----------	---	--

③ 個々のニーズに応じた指導の充実

就学前指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅の障がい児が早期に適切な療育を受けられるよう発達クリニックをはじめ、専門療育機関の活用、児童相談所、保健所など関係機関との協力を得ながら療育に関する相談・指導体制を充実します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達クリニックを年6回実施し、必要なケースに対して療育の紹介を行っている。また、特別支援相談ネットワークにより、関係機関による就学前の相談体制が充実してきた。</li> <li>・合同相談を年14回開催。</li> <li>・町内全保育所へ巡回相談</li> </ul>
障害児保育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある子ども・ない子ども相互の理解を深め、心身の発達を促し社会生活に必要な基礎能力を養うため、障がいのある子どもとない子どもの集団保育を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児保育については、希望に対し全ての保育所（園）で対応可能となっており、H23年度の該当児童はいない。また、県の補助対象にならない、発達障害児について町単独での補助を行っており、東光、いわみ西、東で実施している。</li> </ul>
特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての児童・生徒が、個々の力を十分に伸ばす教育を受けられるよう、保護者との連携のもと、個々の児童・生徒のニーズに応じた特別支援教育を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学指導委員会後の保護者面接では十分な時間をかけ、本人と保護者のニーズの把握に努めた。</li> <li>・町単「笑顔きらきらサポート事業」において、学校生活や学習面に困難をかかえている通常学級に在籍する児童生徒を対象に生活支援員・学習支援員を配置した</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育設備の整備・充実に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次年度、中学校に特別支援学級を①学級新設する。新設に関する設備等の予算を計上し、対応している。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習・進路・教育相談などの支援充実に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>石見養護学校が主催する特別支援コーディネーターを対象とした研修会・学習会を開催され、積極的に参加した。また、巡回相談を活用した。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラーの充実に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島根県スクールカウンセラー活用事業により各中学校に70時間スクールカウンセラーを配置した。中学校の70時間を活用して必要な小学校へ派遣を行い学校間の連携を図った。</li> <li>・たけのご学級（町教育支援センター）との連携に努め、不登校児童生徒やその保護者へのカウンセリングや学級内のコミュニケーションづくりに関するスキル学習など、児童生徒の支援を行った。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の指導に携わる教職員が障がいを正しく理解し、指導力を高めていくための研修の充実に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県教育委員会が実施する各種研修会へ参加を促したり、島根県西部発達障害者支援センター・ウィンドや県立保健所による基礎研修会を活用し積極的に参加した。</li> </ul>
学校における福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒に障がい児への理解を深め、やさしさと思いやりの心を育てるための啓発教育と障がいのある子どもとない子どもがともに理解を深めるための交流教育を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校1校（5年生対象）で「赤ちゃん登校日」を実施した。赤ちゃんと向き合うことで優しさや親への感謝の気持ちを持つことができた。</li> <li>・小中学校の性教育実施計画に基づき、年間を通じて命の尊さや自尊心感情の育成に努めている。また、中学2・3年生を対象に「性・命・人権」の講演会を実施し、自分を大切にすることの大切さを学習した</li> </ul>

④ 社会的及び職業的自立の促進

社会的・職業的自立の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設が有している人的資源や機能を地域に生かすためにも養護学校卒業児で就労に適切でなかった児童へのセーフティネット的な役割を果たす相談事業の推進を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援事業者において個々のケース対応している。</li> <li>・困難事例については、自立支援協議会相談部会において協議し対応している。</li> </ul>
不登校児童への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関の連携により不登校児童生徒、ひきこもりやいじめ・校内暴力への相談しやすい環境づくりやたけのご学級といった社会資源の情報提供を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校の児童生徒以外にも引きこもりのある高校生、青年も対象としたH23は、高校生の利用が継続しており引きこもり児童生徒を対象とした居場所づくり事業「心のかけ橋事業」を実施（毎週金曜日、学習や調理実習、体験活動など）</li> </ul>

⑤ 生涯学習の推進

生涯学習に取り組みやすい体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の知識・技術の習得、健康の維持・増進、体力づくり、交流や仲間づくり等を通して生活の質の向上に向けた、生涯学習活動に取り組みやすい体制づくりを進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館を中核として、高齢者の健康と生きがいづくり推進事業や様々な講座を開催し生涯にわたって学習できる環境及び体制づくりを推進している。今年度は9月に公民館活動推進委員の合同研修会を開催し地域と公民館をつなぐ原動力となる人材を育成するとともに、公民館主事のパワーアップ講座を4回開催し、レベルの向上を図った。</li> </ul>
-------------------	--	--

(5) 雇用・就業

① 雇用の場の拡大

項目	内容	H23 実施状況・評価
雇用の場の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用の場の拡大を図るために、公共職業安定所（ハローワーク）を中心に、養護学校・社会福祉施設・共同作業所とのネットワークづくりを行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用の場の拡大を図るためのネットワークとして、地域自立支援協議会に就労支援部会を設置している。</li> <li>・障がい者と企業の橋渡しの役割を持つ雇用促進連絡会を開催するため、ネットワークの強化に努めた。</li> <li>・在宅障がい者（知的・精神）の雇用後の個別の支援（相談・指導連絡等）を実施。（社協）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主に対して、障がい者の社会的自立に大きな意義をもつ就業について、広報・啓発を行うとともに各種助成制度周知などを行い、障がい者の雇用を促進します。具体的な実施組織としては職場実習連絡協議会の充実を図るため、公共職業安定所（ハローワーク）・商工会・行政・相談支援事業所などの関係機関を含む体制となるよう支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者雇用に関する実態調査を基に、障がい者と企業の橋渡しの役割を持つ雇用促進連絡会を開催した。</li> </ul>
福祉的就労の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者のニーズや適性に応じた就労の場の確保を図ることや、生活の安定や就労意欲を高めるため施設等との連携や製品の販路拡大のための支援を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・販路拡大のため、公共施設での製品の販売を認めている。</li> <li>・各施設で製作している製品を共同募金で販売するグッズとして購入。（社協）</li> </ul>

② 総合的な支援施策の推進

就労の継続・安定に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者が継続して就労できるように、就労者企業訪問や職場適応指導の活用や、身体障害者相談員や知的障害者相談員との連携を進めます。また、就労に関する相談事業の充実を図ります。</li> <li>・自立した生活の場を確保するために、グループホーム等の充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各障害者支援施設や相談支援事業所で継続就労の支援や就労に関する相談支援を実施している。</li> <li>・各障害者支援施設は、県の補助金等を活用し、グループホーム等の確保に取り組んでいる。</li> <li>・旧町営住宅をグループホームとして貸し出している。</li> </ul>
就労障がい者のアフターケアの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場訪問を充実し、就労障がい者の希望や事業主との意見交換を行いソフト面での支援を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労に結びつけたケースについては、随時、相談対応等、支援活動を実施している。（社協）</li> <li>・各障害者支援施設や相談支援事業所では、随時職場を訪問し、相談等の支援を行っている。</li> <li>・各施設で製作している製品を共同募金で販売するグッズとして購入。（社協）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的には、商工会や公共職業安定所（ハローワーク）との連携強化や、これらを中心とした相談事業の充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域自立支援協議会に設置した就労支援部会での事例報告により、課題等の情報を共有している。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設や社会福祉協議会職員がジョブコーチとして支援できる体制整備の推進に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島根県主催によるジョブコーチの資格取得研修が実施された。</li> </ul>

(6) 保健・医療

①障がいの原因となる疾病等の予防・治療

項目	内容	H23 実施状況・評価
健康づくりの推進	・生活習慣に関する保健指導を強化するとともに、在宅の障がい者の健康管理を促進するため、健康診査等受診しやすい体制を検討します。また、ストレス管理、心の健康づくりを推進します。	・生活習慣病を早期発見することを目的とした特定健診をこれまで集団で実施していたが、今年度からかかりつけの医療機関で個別健診として受診できる体制づくりを行った。 ・健診や基本チェックリストで、うつ・認知機能低下の可能性のある方に対して、個別に確認作業を行い、異常の早期発見に努めている。また、治療の必要な方を医療機関につなげることで、悪化防止を図っている。

(6) 保健・医療

①障がいの原因となる疾病等の予防・治療

項目	内容	H23 実施状況・評価
乳幼児健康診査・乳児相談・訪問	・障がいの原因となる疾病等の適切な予防及び、早期発見、治療の推進を図るために、妊産婦の健康教育や健康相談、乳幼児を対象とした健康診査・育児相談などの充実を図ります。また、継続的に状況把握を行い、必要時には関係機関と連絡をとりながら親子が安心して地域で暮らせる環境づくりに取り組みます。	・妊婦やその家族を対象に両親学級を2講座2クール開催。望ましい妊娠生活を送ることができるよう食生活や健康管理等の情報提供を行った。初妊婦の参加は、約3割である。 ・出生後は保健師による乳児全戸訪問を実施。できるだけ早期に訪問を行い、育児不安の軽減に努めるとともに発育・発達を確認を行っている。 ・ハイリスク妊婦や新生児に対して、県内については保健所や医療機関との連携体制が整備されつつある。県外については、今年度主要な医療機関に連絡を取り合いながらフォローしていく依頼を行った。 ・乳幼児に対しては、各年齢で健診・相談・教室を実施し、心身ともに健やかな育ちを支援するとともに、病気の予防・早期発見を行っている。支援が必要な場合は、医療機関や特別支援事業等関係者が連携し支援体制の整備・充実に努めている。
確実な治療の継続	・保健・医療サービス等に関する適切な情報提供に努め、専門機関に相談したり、治療を受けやすくする環境づくりに取り組みます。	自立支援協議会相談支援部会の中で、ケースについて情報交換を行い、連携した支援が行える体制が強化された。

②障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実

相談体制の充実	・専門の医療機関が遠方のため、県央保健所で実施している難病相談や心の健康相談など専門相談を活用し、充実していきます。 ・患者会や家族会などの支援を行い、住みやすい地域になるよう環境づくりに取り組みます。具体的には施設と連携して相談日を増やすなど相談体制の整備を図ります。	・難病相談年1回、カウンセリング相談年3回、心の健康相談3地域で年7回、思春期相談年8回実施。必要に応じて専門機関などへつないでいる。 ・県央保健所と連携して、難病友の会など当事者会をPRし参加を呼びかけている。 ・がんサロンは年12回開催している。 ・精神障害者家族会はハートフルみずほが事務局となって、定期的に研修会、親睦会等を行っている。
リハビリテーション・療育体制の推進	・障がいの悪化防止や再発防止のため医療機関や関係機関と連携し、継続してリハビリや療育が受けられるよう支援します。	・早期に地域支援が行えるよう、医療機関の地域連携室等と連携を図っている。

③精神保健・医療施策の推進

精神保健施策の推進	・保健活動を通じてニーズ把握を行い、組織活動を推進するとともに、タイムリーな個別支援を実施します。  ・新たな課題や体制の推進について検討する場を設けます。	・関係機関と連携して、必要時にはケース検討を行うなどタイムリーな支援を心がけている。保健活動の中で、ニーズ把握を行う努力を、ケースの掘り起こしに引き続き取り組んでいく必要がある。  ・保健事業計画、実績書を作成し、事業の評価検討を行っている。相談支援部会の中でも、課題を出し合い事業や町の体制について検討している。
退院促進に関わる医療・保健・福祉の体制整備	・医療機関や福祉との連携をより強化し、地域の受け皿づくりを図ります。	・精神障害者退院支援事業を活用し、長期入院者の退院につながったケースが増えてきた。関係機関と連携し退院後の生活支援を強化する必要がある。

④専門職種の養成・確保

専門職員の資質の向上	・高次脳機能障害、社会的ひきこもりなど、新たな課題について現状を把握し、スタッフ向け研修会を実施するなど、専門職員の資質の向上を図ります。	・今後も県央保健所や発達障害者支援センター等の研修に参加し、資質の向上に努めていく必要がある。また、関係機関と連携し、課題等の情報を共有している。
------------	---	---

(7) 情報・コミュニケーション

①情報バリアフリー化の促進

項目	内容	H23 実施状況・評価
IT利用促進	・画面音声化ソフト、大型キーボードなどのサポート機器の購入の支援を推進します。	・要綱改正により、情報・通信支援用具が日常生活用具給付事業対象品目となり、給付実績も上がっている。
活用しやすい環境づくり	・パソコン教室の開催、聴覚障害者センターが実施している教室のPRや、ボランティアの活用を促進します。また、情報機器の貸与・給付事業を推進します。	・地域生活支援事業により生活訓練としてパソコン教室を開催した。(邑智福祉振興会へ委託)

②社会参加を支援する情報通信システムの普及

F T T H事業の検討	・防災行政無線に加え、高速インターネット環境の構築、データ放送、告知文字放送、デジタルCATVなどを行える新たな通信手段としてF T T Hの整備を促進します。	・F T T H事業により情報通信環境が整備され、町内のどこでも高速インターネット、IP電話、デジタルテレビ放送を利用することが可能になった。 ・本年度は、保健課主導によりインターネットを利用した「おおなん元気ネット」を構築、整備した。
--------------	--	---

③情報提供の充実

情報提供の充実	・視覚障がい者へSPコード処理による音声での情報提供を行ったり、聴覚障がい者へ防災無線の放送内容を文書化して送るなど、わかりやすい情報提供の工夫を促すとともに、高速インターネットなど多様な情報メディアの活用を推進します。	・聴覚障がい者へ対し、お悔やみの放送をFAXで送っている。 ・防災行政無線での放送内容は、ケーブルテレビの文字放送で音声付で放送している。(お悔やみは音声なし)
---------	--	---

④コミュニケーション支援体制の充実

コミュニケーションの確保	・コミュニケーション支援を必要とする視覚障がい者に対する手話通訳者、要約筆記者及び点訳・朗読ボランティア等の養成確保を推進します。	・コミュニケーション支援事業 実績見込み 1件 (施設職員の資格取得目的の研修) ・本事業について、町広報誌6月号に紹介記事を掲載した。 ・手話ボランティアや要約筆記者のボランティア団体、朗読ボランティア団体に活動費を助成し支援している。(社協) ・ボランティアグループの活動調整・支援・情報提供等々を通じて個別に対応している。(社協) ・要約筆記者お試し講座を開催した。
--------------	---	---

### 3-2 自立した暮らしを支援するサービス基盤づくり【障害福祉計画】

#### 【平成23年度の数値目標】

##### 《障害福祉計画(数値目標)》

#### 1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	第2期数値		備考
現在の施設入所者数	50	人	※平成17年10月1日の全施設入所者数とする
【目標値】	5	人	※現在の全入所者のうち、施設入所からGH・CH等へ地域移行した者の数（割合については、地域生活移行者数を全入所者で除した値）
地域生活移行者数	10	%	
【目標値】	4	人	※平成23年度末段階での削減見込数（割合については、削減見込数を全入所者で除した値）
削減見込	8	%	

注1) 地域生活移行者数について、その対象者は全施設入所者の中で長期的な入所が常態化している者であり、身体障害者療護施設(入所)、身体障害者更生施設(入所)、身体障害者授産施設(入所)、知的障害者更生施設(入所)、知的障害者授産施設(入所)、精神障害者入所授産施設等から地域生活へ移行する者が想定される。

注2) 現在の施設入所者数(平成17年10月1日)には、新規整備予定の施設入所者数は含まない。

#### 2. 入院中の退院可能精神障害者の地域生活への移行

項目	第2期数値		備考
現在	11	人	※現在の退院可能精神障害者数(平成14年度)
【目標値】 減少数	2	人	※上記のうち、平成23年度末までに減少を目指す数

注) 退院可能精神障害者とは、患者調査(直近集計値は平成14年度)における精神病床入院患者のうち「受入条件が整えば退院可能な者」とする。

#### 3. 福祉施設から一般就労への移行等

項目	第2期数値		備考
現在の年間 一般就労移行者数	2	人	※平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数(県送付人数)
【目標値】目標年度の 年間一般就労移行者数	2	人	※平成23年度において施設を退所し、一般就労する者の数
	1	倍	

注) 一般就労した者とは、一般に企業等に就職した者(就労継続支援(A型)及び福祉工場の利用者となった者を除く)、在宅就労した者及び自ら起業した者をいう。

項目	第2期数値		備考
現時点施設利用者数	88	人	※平成17年度における施設利用者数
【目標値】目標年度までの 就労移行支援事業利用者 数	30	人	※平成23年度までの就労移行支援事業の利用人員見込数
	3.4	割	

# 次世代育成支援行動計画の進捗状況・評価

資料A-4

計画の項目	担当課名	H23年度の進捗状況・評価	後期目標（H22～26年度）
第4章 施策の展開			
1 子どもと子育てを支える地域づくり			
(1) 子育てに向けた地域の意識づくり			
男女共同参画に関する啓発	町民課	・広報紙などの活用や講演会・女性セミナー・女性学級の開催により男女共同参画の啓発を行っている。 ・本年度、計画の見直しを実施した。	邑南町男女共同参画計画に基づいた施策内容については、平成23年度見直し中。
子どもの権利に関する啓発	福祉課	・ポスター掲示等計画どおり実施した	5月の児童福祉週間を利用し、町の広報誌等での啓発
(2) 子育て支援の地域づくり			
子育てサポーターの養成	生涯学習課	・青少年育成邑南町民会議を基軸とし、各グループの実践をともに評価するとともに、今後のサポーター養成の広がりにつなげていきたい。	保健課が開催する子育て講座と連携し、サポーター養成につながる子育て講座（講演会）を各公民館1回以上開催する。
(3) 安全・安心のまちづくり			
「子ども110番の家」等緊急避難場所の設置	学校教育課	・各小学校においては、毎年度、子ども110番の家を設置している。	各学校毎に子ども110番の家の設置
防犯教室、交通安全教室の開催	学校教育課	・各校において防犯教室、通学路の点検、交通安全教室、薬物乱用教室、CAP（子どもへの暴力防止）研修などを実施している。	リーダー研修などの機会を利用し、社会福祉協議会と連携して開催する。山賊キャンプ年1回（公連協主催）
子どもの安全対策活動の開催	学校教育課	・青色防犯パトロール 全ての小学校区で実施している。 登録車両 99台 平成23年度は、現時点で2回の講習会を実施。 17台増	青色防犯パトロール 邑南町子ども安全センター12支部で実施。 登録車両 100台
2 いきいき子育てできるまちづくり			
(1) 妊娠期からの支援体制の整備			
コーディネート機能の整備	保健課 → 学校教育課	特別支援連携協議会内の個別支援チームによる、就学前から就学後、進学に至るまでの間に支援が必要な子どもとその保護者及び子どもを取り巻く支援者（保育士、教員など）に対する相談、助言を行った。 連携協議会の総会を開催し、各分野（保健・福祉・就労・医療等）の共通理解を図る。 平成24年3月10日（土）「子育てフェスタ」の開催を予定している。このイベントは、行政のみならず、町内各企業体との連携を図ることにより、子育てに関する町民運動の強化につながることを期待するものです。	育成会議の実務者会議の開催
子育てマップ・ガイドブックの作成	保健課	子育て情報の1本化の課題に対して、10月から「子育て携帯サイト」を開設した。主に妊娠期から就学前の幼児のいる家庭を対象に、保健・医療・福祉・教育関係、子育てに関連した公共施設等の情報をいつでもどこでも収集できるように整備した。ユーザー登録者には、毎月最新情報のメールを配信している。 今後は十分な周知を行いながら、年度末に利用状況等の分析を行う。	平成21年度、次世代育成支援行動計画の見直しにあわせて検討する。
近くで安心して出産できる医療体制の整備	保健課	・町内で出産ができる公立邑智病院との連絡会を行い、日常的な連携につながっている。また地域の母子保健事業へも協力していただき、妊産婦の継続した関わりにつながっている。 ・出産の半数が県外医療機関であることから、県外の産科医療機関との連携が必須であるため、県立保健所とともに妊娠・出産の連絡体制について依頼を行った。合わせて今年度から実施している一般不妊治療の助成制度について、制度活用につながるよう医療機関から受診者へ制度を紹介していただくよう依頼した。今年度中に他県外医療機関へも訪問を行う予定。	医療と地域の保健事業の連携体制づくり 母子管理システムの検討
(2) 子どもの健康の維持			
乳幼児健康診査精密検査受診率	保健課	・平成22年度実績より受診率75%。目標値を下回った。 精密検査の受診管理の徹底が必要。	100%を目標
フッ素洗口の実施	保健課	・保育所、小・中学校で実施。 ・平成22年度実績より全体で99.8%の実施率。健康教育と合わせて継続実施することで、歯科保健の意識が向上し、むし歯予防の効果が出ている。	小・中学校で実施
3歳児検診一人平均むし歯数	保健課	・平成22年度実績により0.45本。平成17年度は0.55本で、横ばい傾向。県や圏域よりは少ない。	1本以下
12歳児の一人平均むし歯数	保健課	・平成22年度実績により0.42本。平成17年度は0.93本で、年次的に減少している。 県や大田県域よりも低い。	2本以下
(3) 家庭における子育ての支援			
地域子育て支援センター事業	福祉課	・瑞穂子育て支援センターが瑞穂・羽須美地域をカバーし、石見管内は、石見子育て支援センターを中心に事業を実施している。	石見子育て支援センターをセンター型に拡充
子育て講座の開催	福祉課	・瑞穂、石見の子育て支援センターを中心に、定期的な子育てサロンを開催している。また、社会福祉協議会も独自に子育てサロンを開催して、支援センターのフォローをしている。	子育て支援センター・保育施設が実施している子育て講座を継続
家庭教育に関する学習機会の充実	生涯学習課	・11月23日（水）日貴公民館において、香川大学教授清国祐二先生をお招きし、「社会教育の目指す地域の教育力向上とは」と題して家庭教育講演会を実施した。特に、遊び場開設を通して、地域がどのようにかわればよいか、また、どのように支援をしていけばよいかなどの研修会であった。	町民大学の1講を子育てをテーマに開催する。また、PTAや保護者会等の研修会と連携し一人でも多くの参加者が来やすいように託児室を設けて開催する。
ブックスタート事業	生涯学習課	・乳幼児期からの読み語り、親子のコミュニケーションを豊かにし、子どもが愛されていることを感じ、健全な成長を促すこととなる。合わせて、図書館利用促進に結びつける。実績は次のとおり。 単価 H21 H22 H23（現時点） 4ヶ月（誕生祝い） 2000 68 76 43 1歳6ヶ月 1000 69 81 70 3歳 1000 74 71 63 一人ひとりに絵本を手渡ししながら、	生涯を通じた読書習慣を身につけるための第1歩として、本事業を実施する。読書を通して親子のコミュニケーションを図る等、本を媒体とした子育て教育の支援とする。また、アンケート調査を25年に実施し、事業の把握に努める。幼児期の読み語りだけでなくとどまらず、継続した親子読書へ繋がるよう働きかける。ボランティア、学校司書と連携をとり、リスト作成、講演会を進めていく。

乳児家庭全戸訪問	保健課	・保健師が新生児訪問と併せて出産・退院後のできるだけ早い時期に訪問し、児の発育・発達、養育環境の観察、保護者の育児不安への対応、地域資源の情報提供を行っている。 ・町外に里帰り出産等をされる場合は、積極的に他市町へ訪問依頼を行い、事業の徹底を図った。 ほぼ全家庭の訪問を行っている。	生後4ヶ月以内の乳児がいる家庭の全戸訪問
<b>(4) 仕事と子育ての両立支援の充実</b>			
通常保育 0～2歳児保育	福祉課	・平成23年10月1日現在の入所児童数は、 0～2歳児：151人、 3～5歳児：241人、 ・保育料の第二子以降の保育料免除。 ・保育所の完全給食実施（平成23年11月以降）。 ・待機児童は0人で、保育所の入所希望に対しては対応できている。 ・特別保育事業については、延長保育は、町内全保育所で受け入れ可能な体制を整備している。 ・一時預かり保育は、いわみ西、東光で受入をしているが、羽須美管内では未実施である。 ・病後児保育については、公立邑智病院にて病児保育事業を実施し、全町および	150人
育 3～5歳児保	福祉課		245人
延長保育定員	福祉課		100人（町内全保育施設）
休日保育定員	福祉課		ニーズを把握する必要があり今後検討を要する。
一時保育定員	福祉課		15人（3か所・旧町村ごとに1か所）
病後児保育定員	福祉課		4人（2か所・1か所現いわみ西保育所）
放課後児童クラブ	福祉課	・町内8ヶ所設置しており、平成23年度の利用児童登録数は152名。 ・長期、臨時利用のみの利用もあり、各児童クラブで対応している。	町内9カ所 180人
「働き方の見直し」セミナー等の開催	福祉課	・邑南町無料職業紹介所の出張相談が実施されている。 また、母子家庭等就業相談で県母子会の就業相談員と共に対応している。	年3回（旧町村毎に1回）
就職相談会の実施	福祉課		就職相談員との連携を保ち、情報収集に努める。
男女別育児休暇取得率	福祉課	・町内企業16社（調査依頼22社） 平成23年度 男性 0%、女性 79%	男性10% 女性80%
事業主行動計画策定の呼びかけ	福祉課	・町の後期行動計画の中で呼びかけることに留まっている。	従業員100人以下の一般事業主へ計画策定を呼びかける。
<b>(5) 経済的支援の充実</b>			
<b>3 子どもがすくすく育つまちづくり</b>			
<b>(1) 生きる力と育む環境づくり</b>			
地域子ども教室の推進	生涯学習課	・放課後及び休日等、子どもたちの安心安全な居場所の設置に努めた。特に、地域の方々に各事業に参画していただいたことにより、子どもたちが多様な価値観に触れることができ、また、交流の場としても機能した。	H22年度より実施予定 1回/月公民館と連携し、子どもの居場所に努める。
ふるさと学習の推進	生涯学習課	・学校支援地域本部事業及びふるさと教育推進事業の実践により、独自の学社担当者による意見交換のもと、町内すべての小中学校でふるさとを題材とした学習活動に取り組んだ。地域コーディネーター及び公民館主事は直接的な連携（学校の授業と公民館の事業が融合した取り組み）や間接的な支援（講師紹介、情報や資料の提供等）を行った。 また、町公連協主催で「サマーボランティアリーダー研修」を市木で開催、東日本大震災ボランティア体験の講話や民宿でのもらい湯体験、三角巾を使った救急法など被災を想定した学習に取り組んだ。 今後も学校と公民館が連携して行う「ふるさと学び会講座」など大人も子どもも共に学び合うふるさと学習を推進して行きたい。	各公民館及び小中学校が連携した総合学習の取り組みを小中学校12校で実施するとともに、ふるさと探検隊、山賊キャンプなどの学習機会を通して大人と子どもが学び合うふるさと学習を展開する。
<b>(2) すべての子どもが健やかに育つ環境づくり</b>			
学校カウンセラーの配置	学校教育課	・中学校単位の配置し、不安や問題をかかえる子どもや保護者に対し、相談を実施した。相談以外には、集団づくり、コミュニケーションスキルなどの授業を行った。 小学校へ、中学校に割り当てられた時間内で、必要に応じて派遣を行った。	全小中学校に訪問時間を配分し実施する計画。
児童虐待防止ネットワークの活動強化	福祉課	・心理判定員の設置は無いが、福祉課、保健課、児童相談所との協力体制により早期対応の実施ができています。 ・担当職員が研修を受講し、児童福祉司任用資格を取得した（合計6名）	担当職員が研修を受講し、児童福祉司任用資格を取得する。
<b>(3) 食育活動の展開</b>			
食育プランの推進	生涯学習課	・平成24年2月25日（土）食育推進協議会の総会を実施する。今年度は各部会での活動の場の設定および実践発表を念頭に置いた取組をする。特に「食の今昔物語」を意識し、地元食材を使った郷土料理の再考に努める。	年1回以上の研修会を開催する。 食育関連の情報の共有や事業の関連を図ると共に、各分野での取り組みを一体化させる。
<b>(4) 次代を担う子どもの育成</b>			
人権同和教育学習会の開催	生涯学習課	・邑南町人権同和教育推進協議会に、町内11校の校長及びPTA会長も会員として、年3回行う研修会への参加を呼びかけ、併せてPTA研修会の実施、職員研修会の実施の働きかけを行っている。 ・平成22年度においては、PTA研修会は全ての学校で1回以上開催され、回数は15回、学校教職員研修会は各学校単位で複数回、その他町教育研究会の研修が開催されている。平成23年度においても、同数程度の研修会が開催される予定であり、開催状況は年々増加傾向にあり、教職員の研修受講機会は充実している。今後も引き続き人権同和教育の取り組みについて、積極的な取り組みを働きかけて行きたい。	人権同和教育推進協議会と各学校PTA等との連携により小中学校12校で実施
小・中学生および高校生と乳幼児の交流活動	学校教育課	・各校の状況に応じて保育所訪問をし、幼児との交流を図った。	小学校7回程度、中学校3回程度。
邑南町性教育カリキュラムの作成	学校教育課	・成長段階に応じた総合計画及び年次計画を策定し、一貫した性教育に努めた。中学2・3年生を対象に「性・命・人権講演会」を開催し、将来を見据えた身近な性的問題などについて理解を深めた。	年に1回の全体講演会を必須実施。

## (1) バランスの取れた食事と楽しい食生活の推進

資料A-5

## ①家庭における正しい食習慣の推進

項目	内容	H23年度の実施状況・評価
食に関する意識啓発と知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食に関する意識啓発をし、関心や理解を深めています。</li> <li>・正しい知識の普及のため、食に関する学習の機会を増やし食の健康づくりを進めます。</li> </ul>	・乳幼児の教室・健診や出前講座、特定保健指導、食の推進員研修会、はつらつ健康教室等の各種教室や健診の場において、調理実習等を取り入れながら食に関する意識啓発と知識の普及を行っている。
家庭の食を営む力を育てる	・家庭の食が心身の健康の基本となるため、様々な学習の場を通して家庭の役割を自覚し、子どもの頃から望ましい食習慣が身に付くよう働きかけます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・離乳食教室、両親学級など子育てのスタート時を捉えて、家庭の食の大切さや食習慣・栄養バランスについて意識啓発している。</li> <li>・保育所の教室では、野菜の食べ方やおやつのとり方について保護者に考えてもらう機会とし、子どもの頃からの望ましい食習慣づくりを働きかけている。</li> </ul>
家族そろった食卓の推進	・家族で囲む食卓を通して家族のつながりも強まり、人への思いやりや食に対する感謝の心も生まれてきます。人の心を育て心癒す場として大切である家族そろった楽しい食卓を推進していきます。	

## ②生活習慣病予防の食生活の推進

生活習慣病予防のための正しい食習慣の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バランスのよい食事や自分の適量などといった生活習慣病予防食の知識を持ち、正しい食習慣が実践できるよう生活習慣病予防教室などの取り組みを充実します。</li> <li>・正しい食習慣が継続されるよう働きかけます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病のリスクが高い人に保健師・栄養士が講座や個別指導で知識の普及に努めた。特定保健指導・けんこう倶楽部等。</li> <li>・各種教室や相談の場において意識啓発に努めている。今年度は食事のバランスと合わせて間食についても啓発した。今後も継続して地域の健康教室や出前講座等で働きかける。</li> </ul>
食生活相談の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・離乳食・生活習慣病予防食・病態別食・介護食など食に関する様々な相談に応じます。</li> <li>・一人ひとりの健康状態や食習慣を踏まえながら望ましい食生活が送れるよう個別支援を行います。</li> </ul>	・離乳食教室やけんこう倶楽部、特定保健指導など各種教室に合わせて個別相談に応じている。また、医療機関からの紹介や要望に応じ、随時個別相談を実施している。

③地域一体となった食育の推進

<p>邑南町食育推進計画の策定と食育の推進</p>	<p>・邑南町食育推進計画を策定し、町をあげて積極的に食育活動を展開します。</p> <p>・乳幼児から高齢者まで一貫した食育となるよう、家庭・保育所（園）・学校・地域・行政など関係機関と連携を取りながら推進します。</p>	<p>・邑南町食育推進協議会を母体とし、保育所・学校・給食部会、家庭部会、地域部会の3部会を構成して活動している。事務局である生涯学習課を中心に、年1回総会を開催し、関係機関が互いの活動に対する情報交換を行っている。</p> <p>・保健課は地域部会担当の事務局として、地域の食育を食の推進員を中心に実施している。自治会や公民館と協力した取り組みが多く、子どもから高齢者までの調理実習や試食などの体験を取り入れた活動が主となっている。</p>
<p>食文化の伝承</p>	<p>・昔から伝えられてきた食文化には、郷土料理や行事食とともに基本的な食習慣やマナー、食を大切にする心があります。邑南町の食文化を見つめ直すとともに、地元の食文化を体験できる取り組みを進め、次世代へと伝えていきます。</p>	<p>・食の推進員の行う食文化の伝承活動を支援している。（今年度は昨年度に引き続き、瑞穂中学校、羽須美中学校から依頼があり、中学生の郷土料理教室で食の推進員が講師となった）</p> <p>今後も食の推進員と公民館、学校等関係機関のパイプ役として支援していきたい。</p> <p>・食の推進員を対象に、邑南町の食文化についての研修会を各地域で実施した。</p>
<p>地産地消の推進</p>	<p>・地産地消によって、新鮮なものが味わえ、食べ物の旬を知り、食や農業への関心も深まります。生産者と消費者の安全安心志向を高めながら地産地消を推進し、安全安心の食育を進めます。</p>	<p>・教室等で献立をたてる時から旬の食材を意識し、できるだけ地元のものを使った実習となるよう努めている。</p>

④食環境づくり

<p>健康的な食生活を育む食環境づくり</p>	<p>・食の健康のためには各家庭での取り組みだけでなく、外食や買い物も含めた食環境整備も必要です。食環境整備を図るとともに食の健康づくりの気運を高めていきます。</p> <p>・健康メニューや情報提供のある「健康づくり応援店」の認証を受けるよう、県とともに飲食店へ働きかけます。</p> <p>・商工会や商店等に対して、安全安心に配慮した取り組みや高齢者への宅配サービスなど地域のニーズに応じた取り組みを充実するよう働きかけます。</p> <p>・町民が食品の安全性など食に関する知識と理解を持って正しい選択ができるよう意識啓発を図ります。</p>	<p>・健康を意識した食環境整備の1つとして、「健康づくり応援店」の普及に、大田圏域健康長寿しまね推進会議(県)・島根県栄養士会と情報交換しながら連携をとって取り組んでいる。</p> <p>・邑南町内の健康づくり応援店は28店舗。（H23年11月30日現在）</p> <p>（「健康づくり応援店」…定食などのおすすめメニューの栄養価が表示されたり、栄養や健康に関する情報を提供しているお店。また、いつもより塩分を加減してくれるお店（うす味協力店）もあり、健康づくりをサポートしてくれるお店）</p> <p>・今後、関係機関と検討していく必要がある。</p> <p>・広報、各教室などの学習の場において随時、食に関する情報を提供できるよう努めている。</p>
-------------------------	--	--

(2) 運動による健康づくりの推進

①運動についての正しい知識の普及

項目	内容	H23年度の実施状況・評価
正しい知識の普及と意識啓発	・健康講演会・健康づくり大会・各種健康教室等の場を利用して、運動の必要性・大切さを啓発し、運動をしてみようという気運づくりに努めます。	・出前講座、地域運動教室、ささえあいミニデイ、元気館交流会等、いろいろな場を利用して、運動の必要性・効果についての意識啓発を実施している。 ・ケーブルテレビ健康体操では、今年度も毎月違う体操を放映することで、いろいろな運動を知ってもらい、自分にあった運動を始めるきっかけづくりをしている。また、過去の体操を再放送することで更に、運動の機会を増やした。
	・実技指導を行い正しい運動が実践できるよう支援します。	・町内で行う運動指導の場において、正しく安全かつ効果的な運動ができるように指導を行っている。
	・運動が習慣化した人に対しては、運動を継続する意識を保つための支援を行います。	・地域運動教室については、月1回の割合で町運動指導士が関わり、運動を継続するための意識啓発や正しい運動の実技指導を行い、皆さんが協力して運動が継続できるような支援を行っている。 ・元気館利用者についても、目的意識を持って運動ができるよう、個別目標の設定をし、定期的に評価を行うことで意識を保ち続ける工夫をしている。 ・今年度からおおなん元気ネットで目標指導管理のシステムが稼働したので、それを活用しながら、個別支援を行っている。

②運動が実践しやすい環境づくり

多様な運動の場づくり	・各自の目的・身体の状況・置かれている環境に応じて、個々の要望に合った運動が選択できるように、多様な運動の場を提供していきます。	・元気館施設を利用した運動はもとより、地域においては、特に器具を利用しなくてもできるような運動を紹介している。また、それぞれの状況に応じ、生活習慣病予防・健康づくり・介護予防等の目的別の運動を紹介している。 ・昨年度からケーブルテレビを活用した、運動の普及にも継続して努めている。
地域における環境づくり	・高齢者は遠方には出かけにくい人が多いため、集落・自治会単位など身近なところで、手軽に運動ができる場を設けます。	・地域包括支援センターと連携をとり、出かけやすい身近な場で実施されるささえあいミニデイの場での運動指導を実施。（現在、34団体活動中） ・昨年度立ち上げを終了した地域運動教室（町内22教室）には、計画通り月1回の指導に出向き身近な運動の場として定着してきている。
	・介護予防、生活習慣病予防のために運動の必要な人がきちんと教室に参加していけるよう、対象者の把握・参加の勧奨を行います。	・介護予防については地域包括支援センターや各支所福祉係と連携をとり、特定高齢者等が介護予防事業に結びつくような働きかけを行っている。 ・生活習慣病予防については保健課内で連携をとり、高危険群の方が教室に参加できるような働きかけを実施している。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一番手軽にできるウォーキングを普及するため、ウォーキングしやすい環境整備を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4土曜日をウォーキングの日とし、各地区公民館と連携して、地域巡回でウォーキング大会を実施。ウォーキングの日も定着しており、平均73.9名の参加である。(1/25時点)</li> <li>・今年度からメニューに入った出前講座等を利用して、老人会や各種団体の要請に応じて、ウォーキング指導を実施した。</li> <li>・また、ウォーキングを継続するために、万歩計・ウォーキングマップ等の活用についても紹介し、楽しみながら継続できるよう支援している。</li> <li>・おおなん元気ネットに歩数ランキングが出ることにより、自分の歩数の状況を確認することができ、励みにつながっている人も多い</li> </ul>
<p>元気館における環境づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・どの地域の人でも元気館に通いやすくするため、交通アクセスの改善に向けた検討、必要によっては送迎の検討をします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バスの接続の悪い石見地域については、毎週火曜日の午後、元気館送迎便を作り、通いやすい体制づくりを行っており、23年12月末現在で、38回運行238人(1回当たり6.2人)の利用があった。(羽須美地域の方についてはバスを利用して元気館に通うことが可能なので送迎は行っていない)</li> <li>・この送迎便を利用して元気館へ通うことで、利用者の運動習慣の継続につながっている。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元気館で実施している教室の種類や内容を充実・検討し、魅力ある教室運営・施設づくりに努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トレーニング室内に設置してある、ご意見箱を昨年リニューアルし今年度も継続して行っている。対応できるご意見・ご要望に対しては迅速に対応するよう努めている。</li> <li>・おおなん元気ネットで元気館の利用者管理ができるようになったので、全体の利用状況だけでなく、個別の利用状況も確認しながら、利用者の増加を図っていきたい。</li> </ul>

③運動習慣化への支援

生活改善への支援	<p>・生活習慣病は、運動だけでなく食事・生活・環境等色々な面からの働きかけや正しい知識の啓発が必要となるため、医師・保健師・栄養士・健康運動指導士等の専門職が連携をとり、生活改善への支援を行います。</p>	<p>・特定保健指導では各専門職と連携をとって教室を開催している。毎回、手軽にできる体操を紹介し、日々の生活の中で実践してもらうような声かけをしている。</p> <p>・各地域毎月1回ずつ開催しているけんこう倶楽部（昨年度までメタボ予防教室、名称変更）では、保健師・栄養士・健康運動指導士が連携をとり、ミニ健康教育・運動実技指導・個別相談を行い、年間を通じて参加することで健康意識を向上させる取り組みを行っている。</p> <p>・おおなん元気ネット事業により、町の健康情報、元気館の運動情報が一元化でき、住民自ら健康づくりに使える情報として提供できるようになり、住民が主体的に健康づくりができるウェブサイトの環境整備が整った。同時にカルテのペーパーレス化が図れ、各専門職が指導した内容の共有化を図ることができ、より効果的な指導が行えるようになった。</p>
効果的な運動指導の実施	<p>・定期的に体力や筋力・生活状況などの評価を行い、それに基づいて運動内容を再検討し、より効果的な運動指導を行います。</p>	<p>・年1回、元気館・地域運動教室で体力測定会を実施し、各自の体力や筋力を客観的に評価し、それを個人に返すことにより、自分の状況把握や今後気をつけなくてはならないことが意識できるような働きかけを行っている。生涯学習課や体育指導員と連携して、地域の体力測定会も昨年度同様に行っている。</p> <p>・おおなん元気ネットに体力測定の結果を載せることができるようになり、自分の体力の経年変化が随時確認できるようになった。</p>
スタッフの質の向上・地域リーダーの育成	<p>・介護予防事業をより推進していくためにスタッフの質の向上・地域リーダーの育成に努めます。</p> <p>・地域運動教室、ウォーキング等が町民により自主的に行われるよう、サポートリーダーの育成・活動支援を行います。</p>	<p>・毎月元気館スタッフ会を開催し、指導内容の充実を図るよう努めている。また、定期的に地域包括支援センターと連絡会を開催し、より効果的な事業が実施できるよう調整している。</p> <p>・今年度は各地位ごとに3回、健康サポートリーダー養成講座を開催した（23人養成）。また、すでにリーダとなっている方に対しては、各地域において3回の研修会（3回目は2/9開催予定）を実施し、実際の現場で生かせる実技指導をしたほか、活動をする上での悩みや問題点を把握したので、今後はより活動がしやすいような支援を行っていきたい。</p> <p>・活動に結びついていない健康サポートリーダーもおられるので、自分の協力できる形で健康づくりに参画していただけるよう調整したい。</p>

④運動の推進体制づくり

関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より効果的に活動を展開するため、保育所（園）・学校・教育委員会等と連携を取り、ライフサイクルに応じた取り組みを進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所や小学校については、要望に応じて運動指導を行っているが、単発の指導に終わっており、ライフサイクルに沿って、計画的な仕掛けまではできていない。今後、課題を整理した上で、連携をとりながら取り組みを進めていきたい。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各自治会と連携し、健康づくり活動を組み入れ、地域をあげて運動をする気運を高めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域運動教室の立ち上げ時には自治会を巻き込んだ地域ぐるみの取り組みとなるよう働きかけている。</li> <li>・健康づくりアンケート調査の結果、地域での運動の場を増やして欲しい・運動の情報提供をしてほしいという要望が多かったため、出前講座の場等を利用して、地域をあげて健康づくりに取り組む気運づくりを行ってきたい。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在提供しているサービスだけにとらわれず、その時の状況に一番適したサービスを提供できる体制をつくるため、保健・医療・福祉の連携を強化していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な方に対して、より効果的なサービスが提供できるよう、各機関と検討会を行い、連携を強化していきたい。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的に事業を展開していくため、運動推進計画（短期・中期・長期目標と推進体制の計画づくり）を関係機関と連携を取りながら策定します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、計画づくりを行ってきたい。</li> </ul>

(3) 心の健康づくりの推進

①心の健康づくりの推進

項目	内容	H23年度の実施状況・評価
心の健康づくりの意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分自身の生活の中にストレス解消法を取り入れるなど、心と体のバランスがうまくとれるよう意識啓発・支援を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康相談、加齢リカ相談を開催した。事業をより知ってもらうために、ちらしの作成・配布を行った。昨年度作成したリーフレットを増刷し、継続して啓発を行った。自殺予防月間には、ケーブルテレビを活用し情報提供を行った。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と連携をとり健康増進・趣味活動・公民館活動等、生きがい対策の場を増やし、参加を呼びかけます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年同様、各保健事業へ出かけた折に、生きがいづくり・閉じこもり予防のために、教室等への積極的な参加を呼び掛けている。</li> </ul>
うつ予防・自殺予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・うつに対する正しい知識をもち、早期発見・早期治療へつなげるよう相談窓口を明確にします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺予防デー街頭キャンペーンを行い、うつに対する情報提供や、パンフレットによる相談窓口の周知を行った。今後22の地域運動教室の場で、「気づく・つなげる・見守る」をテーマに出前講座を実施予定</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家による心の相談・カウンセリング、訪問を定期的に行います。個別支援を行い、重症化を予防します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度同様、こころの健康相談を各地域で計7回、加齢リカ相談を元気館で年3回実施し、必要に応じて関係機関を紹介するなど、早期対応・重症化予防に努めた。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人や家族のなど周囲の理解を得るための支援を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・うつ対応加-図により、関係機関と連携し支援の方向性を検討しながら、本人や家族等周囲の方の理解を得て支援を行っている</li> </ul>

②地域における支援体制の推進

心の健康に関する啓発	・一般的な知識の普及のため、講演会や町広報紙による啓発を行います。	・出前講座の実施やケーブルTVでの啓発を行った。また、けんこう倶楽部などの健康教室の内容に心の健康づくりも取り入れて実施した。
地域で情報把握ができる体制の整備	・民生委員等との連携を図り、早い段階での情報把握と対策を進めるため、体制整備を検討します。	・昨年度作成したフロー図の活用を地域の関係機関に再度依頼。 ・地域での見守り体制づくりの第一歩としてゲートキーパー研修会を行った。6回 209人
当事者会や家族会等の仲間づくりの推進	・相談支援事業や地域活動センターの充実と利用の促進を図ります。	・相談支援事業所と連携を図りながら、個別に推進している。

③職場における環境整備

職場における啓発活動	・事業主や従業員への一般的な知識の普及のため、産業保健と連携を取りながら講演会などを実施します。	・事業所に対して、こころの健康づくりの出前講座を呼び掛け、うつ予防やストレス対処法などの内容で、4事業所に計5回行った。参加者からは関心の高さが伺えた。来年度も継続して、事業所へ呼び掛け実施していきたい。
相談体制の整備	・職場の相談窓口を明確にするよう働きかけます。	・出前講座等を通じて、役場等相談窓口の周知を行っている。今後も継続して周知していきたい。
職場環境の整備	・相談や治療が必要な場合は、その確保ができるように職場環境を整備するよう働きかけます。	・職場内で、相談や治療の必要な方に対して、周囲の職員が見守りできるような体制づくりを商工会と連携して検討していきたい。

④専門的相談窓口の明確化

専門相談の開催	・精神科医や臨床心理士による相談の開催と充実を図るとともに、周知を行います。	・広報や無線での周知に加え、PRチラシを作成し、民生委員・事業所等に配布、説明を行ったが、利用者増加には結びつかなかった。必要な人が利用できるよう、今後も周知していきたい。
行政の窓口の明確化	・担当課を明確にし、担当職員の配置と研修を行います。	・各地域の心の健康づくり担当職員と連携を強化している。 ・自殺対策関係部局連絡会で、それぞれの役割の確認と連携体制について検討していく。
	・相談支援事業者や地域活動センターの役割の明確化と内容の周知を行います。	・民生委員会で相談支援事業所の役割などを紹介し、地域での支援者に知ってもらえるよう努めている。

(4) たばこ・アルコールに関する意識啓発の推進

①地域・学校・職場等における意識啓発と環境整備

項目	内容	H23年度の実施状況・評価
正しい知識の普及・啓発	・たばこ・アルコールと健康について正しい知識を普及するため、講演会、広報活動、情報発信を行います。	・禁煙週間にあわせケーブルテレビ等で、肺がん検診にあわせてチラシを配付し啓発を行った。 ・小中学校保護者を対して、「受動喫煙」「病気との関連」について啓発を行う。
学校教育との連携	・未成年者の喫煙、飲酒を予防するために、学校教育と連携して、早期に正しい知識を教育する取り組みを進めます。	・健康長寿おおなん推進会議の活動として、瑞穂中学校でキャンペーン、矢上高校はばたき講座においてたばこ、アルコールなどについて啓発を行った。 ・各小中学校で学習指導要領に基づいて実施。 ・小学校PTAを対象に未成年者の喫煙防止に関する意識調査を実施。
職場での環境整備の推進	・壮年期の喫煙予防対策として職場との連携を深め、推進体制として産業保健連絡会を行います。	・商工会、進出企業会との連携。今後、分煙表示の啓示等検討を行う。
地域あげての禁煙対策の推進	・公共施設、集会施設、商業施設における禁煙、分煙を地域ぐるみで進めます。	・健康長寿おおなん推進会議の中で検討。
	・受動喫煙から非喫煙者を保護する環境づくりを家庭・地域で進めます。	・健康長寿おおなん推進会議の取り組みとして、新しい分煙表示を作成予定。昨年度配付した施設に加え、福祉施設、学校、商工関係へ啓示を依頼していく。

②禁煙・適正飲酒への支援

禁煙サポート事業の推進	・禁煙したい人への健康相談・健康教育等、個別禁煙サポート支援事業を行います。	・今後町内の相談窓口等について検討する。
禁煙相談窓口の設置	・禁煙外来医療機関の紹介や情報提供を行うとともに、禁煙したい人の個別の相談に対応する窓口を設置し、各種の相談に応じます。	・ケーブルテレビ、肺がん健診にあわせ禁煙外来医療機関の紹介、情報提供を行った。
酒害相談窓口の設置	・アルコール依存症で悩んでいる人や家族などを対象とした酒害相談の窓口を設置し、早期に相談に応じます。	・断酒会の会長と必要に応じて連絡を取り合い、個別支援の必要な人の訪問をしたり、専門医療機関や断酒会の紹介を行っている。
断酒会等の自主グループへの支援	・断酒を継続するため、断酒会活動の紹介と支援を行います。	・断酒会の会長と必要に応じて連絡を取り合い、個別支援の必要な人の訪問をしたり、断酒会の紹介を行っている。

(5) 歯の健康づくりの推進

①8020運動の推進

項目	内容	H23年度の実施状況・評価
正しい知識と意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯は痛くならないとなかなか治療に結びつかず、早期の治療が残存歯本数に大きく関係することから、ライフサイクルに沿った歯科保健に対する意識啓発を行い、80歳で20本の自分の歯で噛めるよう意識を高めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦期から高齢者に対し事業展開を行った。今年度も、壮年期の取り組みとして、特定健診での歯科相談やケーブルテレビで歯周病予防について啓発を行った。</li> <li>・新たに特定保健指導やけんこう倶楽部での歯科講話や、健康長寿の取り組みとして、献血事業に併せた歯周病予防の啓発やはばたき講座で高校3年生へ歯科講話を行った。</li> </ul>
乳幼児・学校・地域一体となった活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校のフッ素洗口事業を通して、保護者や地域に対して歯科保健に対する意識を高めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所の歯科教室、小学校での教室や、保護者対象の教室を行い、地域・保護者へ情報提供を行った。今後も継続して地域・保護者へ働きかけていきたい。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フッ化物の効果に関する知識と利用を普及します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健診時や子育て支援センターへの出前講座や、保育所歯科教室、小中学校教室にて、フッ化物の効果を入れた内容で歯科指導を行った。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科保健対策検討会で関係機関と連携を図り、歯科保健の調整・検討をします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回検討会を開催。町の課題を検討している。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・邑南町の歯を守る運動として、関係機関と連携を図り歯科予防推進計画を立案し展開します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来年度の健康増進計画の見直しの中で検討していく。</li> </ul>

② 歯周疾患対策の推進

<p>成人歯科対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 壮年期から歯周疾患に罹患する人が急増します。この時期の人の口腔衛生に対する意識を高めるため、働き盛りの人たちのいる職場との連携を深め、啓発を推進します。</li> <li>・ 事業所健診に歯科検診をセットしていくよう産業保健分野に働きかけます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 壮年期への取り組みとして、昨年に引き続き、特定健診に合わせ歯科相談、ケーブルテレビでの啓発や職場への出前講座を実施した。新たに特定保健指導で、咀嚼マニュアルを使用した指導や、けんこう倶楽部での歯科講話、働き盛りの方へは、献血事業に併せて、ライオンズと協賛し歯周病予防の啓発を行った。</li> <li>・ 特定健診で歯科相談を受けた方は、229名（実施率26.2%）であり、昨年度の1.5%より相談者が増えている。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 早期発見、早期治療のため、壮年期からの定期検診を受ける習慣をつけるよう正しい知識を普及します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 早期の取り組みである妊婦歯科検診の受診率向上の為、母子健康手帳発行時の勧奨、両親学級の歯科保健の学習や、公立邑智病院や県外医療機関と連携し、助産師が妊婦健診時に歯科検診の必要性について指導してもらうよう歯科検診の受診勧奨を行った。また、町外にかかりつけ歯科医師を持つ妊婦もあるため、かかりつけ歯科医で検診が受けられるよう助成方法を拡大した。</li> </ul>

③ 高齢者歯科保健の推進

<p>正しい口腔ケアの普及</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢になっても残存歯及び義歯の正しいケアができるよう指導します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定高齢者運動型デイサービス、はつらつ体操教室への集団指導、出前講座、ささえあいミニデイで教室を行った。</li> <li>・ お口の健口講座を開催し、特定高齢者でサービス利用のない方を対象に歯科衛生士が講話や実技指導や個別相談を実施した。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 噛むことの大切さと食べることの必要性について啓発します。</li> </ul>	

(6) 生活習慣病予防の推進

① 自主的な健康増進と疾病予防の推進

項目	内容	H23年度の実施状況・評価
正しい生活習慣の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>喫煙・食生活・運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響（がん・メタボリックシンドローム等）に関する啓発・知識の普及を図り、予防の重要性に対する理解を深めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>メタボ予防教室を各地域で毎月1回定例実施。一般的な健康教育や特定保健指導対象外で特に高血糖検査値異常者のフォロー場として取り組み、ミニ健康講座の回数を増やし継続した働きかけができた。チラシ配布や広報、個別通知等で昨年より各地域とも1回あたり平均1～2人増の9人～14人の出席状況を示す。</li> <li>生活習慣病予防に関する啓発・健康教育を実施。健康長寿おおなん推進会議等で、関係機関と検討し、学習の場を増やし、関心が高まるように取り組んでいる。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民の生活の質の向上を通して、将来の医療費の伸びの抑制を図ります。</li> </ul>	
自主的な健康づくり活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域・職場・行政等が行う健康づくり活動への参加を促します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康長寿おおなん推進会議等で、関係機関と検討していく必要がある。各地域で立ち上げている認知症予防教室や地域運動教室への支援を定期的に行い、意欲的に教室運営が継続されるよう努めている。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主的な健康づくりグループの活動を支援します。</li> </ul>	

② 保健事業の推進

早期発見、早期治療の体制整備 ・健康診査 ・人間ドック	<ul style="list-style-type: none"> <li>※「高齢者の医療の確保に関する法律」施行に伴い、他の保険者と連携を図りながら「特定健康診査等実施計画」を策定し、効果的・効率的な各種健診となるよう内容の見直しと場の確保、ハイリスク者の早期把握と支援体制を整備します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定健診8日間と人間ドックで1,174人（23年1月26日現在） 特定保健指導該当者は動機付け支援が89人、積極的支援が38人。初回面接は9割を目標に取り組んでいる。また、報告会約3カ月後から精密検査受診勧奨を行っており、平成21年度精密検査受診率は74.7%である。</li> </ul>
特定健康診査・事後指導サービス体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>健診の結果、高血圧・高血糖・肥満・高コレステロールなど、メタボリックシンドロームの要因を複数有している人を対象に、生活習慣改善に必要な知識・技術を身につけ健康的な生活習慣を獲得できるよう支援体制を充実します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健診報告会の実施9日、11会場で629人に実施（出席率70.9%）、欠席者には郵送で通知、必要時訪問の実施。</li> </ul>
健康相談・健康教室・訪問の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民が個人・家族・地域ぐるみで健康づくりに積極的に取り組めるような情報提供・相談窓口・訪問活動を充実します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出前講座を中心に集落・組織等からの要請により実施。健康教室を実施し意識啓発をしている。また、訪問や個別相談にも随時行い、健康づくりに積極的に取り組めるよう支援している。</li> </ul>
継続的した評価体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>効果的な事業が行われているか関係機関と連携を取りながら、効果・継続性・波及効果・経済性等一定の評価を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業毎にPDCAサイクルのチェックをし、計画に基づく関係会議で評価と計画の見直しを検討する。</li> </ul>

③がん対策の推進

<p>がんの予防と早期発見の推進</p>	<p>・がん予防に関する正しい知識の普及を行い、がん死亡・罹患者数の減少、受診勧奨、受診率の向上、要精密検査者受診率の向上を図ります。</p>	<p>・地域の集団検診では胃がん検診1,052人、大腸がん1,897人、子宮がん587人、乳がん500人、肺がんは2,999人の受診があった。事業所へのがん検診についての啓発、3年未受診者への受診勧奨、女性特有のがん検診推進事業による無料クーポン券の配布など受診者数増加に力をいれた。          ・受診しやすい健診体制づくりとして、公立邑智病院で乳がん検診を開始した。          ・精密検査についても受診勧奨通知を行い、100%受診を目指している。</p>
<p>患者会の活動支援</p>	<p>・疾病による身体的な苦痛や精神的社会的な不安軽減のため、がん情報サロンの活動を関係機関と連携しながら側面的に支援します。</p>	<p>・会員は約20人、健康センター元気館を拠点にがん患者支援としてがんサロンを月1回開催し、集いの場として開催している。          ・サロンのメンバーが「がん検診啓発サポーター」として地域でがん検診の必要性について啓発を行った。</p>

④地域・団体・学校・企業が行う健康づくり活動の推進

<p>健康づくりに関わる人材・団体の育成</p>	<p>・町民が気軽に健康づくりができるよう保健・医療、福祉分野をはじめ関係各課と連携を図り、全町的な健康づくり活動・環境整備を行います。</p>	<p>・今年度は3地域で健康サポートリーダー養成講座を5回コースで開催、また再講習も各地域1回ずつおこなった。（これから最後の養成講座を開催するので人数については未確定）。現在、活動に結びついていない方もあるので、今後は地域での運動教室や支え合いミニディサービス等の活動に結びつくよう働きかけを行っていきたい。</p>
<p>家庭・地域・学校・事業所等が連携した健康づくり活動に関する意識啓発、健康教育等の推進</p>	<p>・児童・生徒の発達段階に応じて心身の健康づくりに関する適切な実践や指導が行えるよう専門家との連携を強化します。          ・町内事業所等との連携を図り、生活習慣病の予防・早期発見・早期治療などに関する具体的な取り組みを促します。</p>	<p>・学校、保育所等関係機関と連携し、課題の共有や同じ目的意識をもってそれぞれの立場で関わるよう連携をすすめている。          ・商工会・進出企業会と連携し、職場における健康づくりの必要性について協議し、出前講座の企画をしてもらう等具体的な取り組みについて協力をお願いしている。</p>
<p>職域保健の推進（定期的健康診断と適切事後指導対策・健康教育・健康相談）</p>	<p>・壮年期の健康指標（がん死亡者・糖尿病有病者・脳卒中発症者等）を改善するため、産業保健関係機関との関係を強化し、健康づくり活動を推進します。</p>	<p>・定期健康診断に合わせ、がん検診を実施する事業所が増えるよう商工会と連携して取り組みを検討した。また、10月にチラシを配布し、事業所健診を受けている国保被保険者の健診結果を把握できるよう体制づくりの協力をお願いしている。</p>

⑤安心と信頼の医療体制の推進

<p>国民健康保険財政、老人医療費の適正化の総合的な推進</p>	<p>・国民健康保険保健事業に積極的に取り組み、総医療費が高額となっている疾病予防に努め、医療費の伸び率を抑える取り組みを行います。</p>	<p>・集団健診及び人間ドックからの特定保健指導対象者は初回面接を行い、6カ月間の教室参加を呼びかけている。参加者は生活改善に結びつき効果を上げているが、集団の健康教室に参加される人が少なく個別対応が増えている。今年度から夕方から夜間のコースにも取り組み、若い年齢層の参加の機会をつくる。個々の自主的な健康増進及び疾病予防を図り、将来的な医療費の伸びを抑制できるよう継続して取り組む。</p>
<p>受診体制の充実</p>	<p>・町内バス運行体制を見直し、安心して医療を受けられる体制整備を進めます。</p>	<p>・町営バス、スクールバスの継続。 ・石見交通の運行廃止を受け、関係機関・部署と協議の結果、現状の運行を町営バスで引き継ぐこととなった。今後は、現状を踏まえ、住民のニーズや地域の実情に即した交通体系の見直しを行い、将来にわたって維持存続が可能な生活交通の確立を目指す。</p>
<p>主治医との連絡体制の強化</p>	<p>・健診結果について、主治医と連携を密にし、個人の生活改善に結びつけられるよう支援していきます。</p>	<p>・生活習慣病等の情報提供システムについて、主治医と連携をとって生活改善に結びつけられるよう支援している。少しづつ情報提供できている。</p>
<p>各種医療費助成制度の円滑な運用</p>	<p>・各種医療費助成制度の円滑な運用と住民サービスに努めます。（詳細は障害福祉計画、次世代育成支援行動計画に掲載）</p>	<p>・広報、チラシ、各種教室等で制度利用について情報提供し、円滑な運用に努めている。 ・就学前乳幼児医療費無料化継続実施。</p>

(7) 生涯現役の推進

①生きがいづくりの推進

項目	内容	H23年度の実施状況・評価
<p>若い時からの生き方を考える場づくり・地域の中で生きがいの持てる場づくりの推進</p>	<p>・高齢期をいきいきと過ごし、生涯現役で過ごしていくためには、若い時期、特に壮年期の生き方が重要となります。若い時から積極的に保健事業、その他の生涯学習の場に参加し、高齢期をどう迎えるのかを考える気運づくりを行います。</p> <p>・関係機関と連携を取りながら、環境整備を進めます。</p>	<p>・全町をあげて介護予防に取り組む気運づくりをすることを目的とした介護予防計画を策定した。今後その計画に沿って地域での取り組みを進めていきたい。</p> <p>・介護予防計画の中には、具体的な取り組みだけでなく、それを推進するための関係機関の連携を深めながら取り組んでいきたい。</p>

②認知症に対する知識の普及

認知症予防講演会の開催	・「認知症は防げる・治せる」をテーマに全町を対象に講演会を開催し、早期発見・早期治療の重要性を周知します。	・各地域で、「認知症予防講演会」を開催し、認知症にならないためにどうしたらいいか、また認知症を早期に発見し、回復させる方法等についての知識の普及を行った。
集落健康教室・出前講座等を通じた知識の普及	・あらゆる場を通して「認知症は防げる・治せる」ことを広く町民に周知します。	・認知症予防教室を中心に、「認知症は治せる・防げる」、認知症を防ぐには日ごろの生き方・生活の仕方が大きく影響することを啓発した。
啓発パンフレットの作成	・認知症啓発活動の一つとして、本町の現状などを掲載した啓発パンフレットを作成します。	・今後、認知症予防に関する知識の普及・相談先・専門医などをわかりやすく示したパンフレットを作成していく予定。
相談窓口の明確化	・地域包括支援センターと連絡を取り、相談窓口の明確化、専門医療機関の周知を行います。	・必要に応じて、地域包括支援センターと連絡を取り合い、個別フォローに力を入れている。また、個別の処遇を通じて専門医療機関を紹介している。
認知症予防教室の育成・支援	・認知症予防教室を開催し、自主グループの立ち上げ・活動を支援し、育成します。	・現在10教室立ち上がっており、来年度から全教室とも自主運営になる。今後は自主化になった教室への支援と、認知症予防としての効果的な教室運営についてスタッフ間で協議し、教室だけの取り組みでなく、地域へも予防活動が波及していくような事業展開を図っていきたい。

③認知症の早期発見と個別支援

認知症の早期発見・生活改善への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症予防教室や個別訪問等により、二段階方式による脳機能判定スケールを実施し、改善に向けた個別支援を行います。</li> <li>・民生委員・社会福祉協議会等と連携を密にし、気になる人の情報収集と早期対応に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症予防教室で、集団かなひろいテストを年1回実施し、機能低下している人にはより詳しく状況把握をし、必要に応じて医療機関受診を勧めたり、生活改善に向けて指導を行っている。</li> <li>・民生委員・社会福祉協議会等と連携を密にし、必要に応じてケース会議を開催したりしながら、早期対応を行っている。</li> </ul>
-------------------	---	---

④閉じこもり・うつ傾向の人への支援

知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉じこもり・うつに対する正しい知識を普及します。</li> <li>・うつは認知症を発症させ、重症になると自殺を誘発させることもあるなど、早期対応の重要性を周知していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域の中央の公民館にて、うつについての講演会を開催した。また、自殺予防講演会を開催し、合わせてうつ予防ミニ講座とうつ予防の紙芝居を実施した。</li> </ul>
家庭訪問	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉じこもり・うつ傾向の人への家庭訪問を行い、各関係機関と連携を取りながら支援していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・うつ対応フロー図により上がってきたハイリスク者に対し、家庭訪問を実施している。また今年度の特定健診時実施した認知機能検査から上がってきた方に対しても、今年度中に訪問をして状況把握を行う予定。</li> </ul>